

第3次会津若松市観光振興計画 [中間見直し]



令和5年3月

(当初策定：平成29年3月)

会津若松市

第3次観光振興計画の中間見直しにあたって



平成29年3月に策定した「第3次会津若松市観光振興計画」は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、市観光振興条例に定める「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」を基本理念とし、観光地としての魅力づくりとおもてなし、さらには近年増加するインバウンドの推進など、市民、事業者、行政が連携協力した観光施策を展開し、概ね順調に推進して参りました。

しかしながら、昨今の、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、私たちの日常生活は一変しました。各国では都市封鎖が行われるなど、国内はもとより諸外国との人の往来も厳しく制限される事態となり、我が国においても、インバウンド効果を大きく期待していた東京2020オリンピック・パラリンピックは1年延期を余儀なくされ、無観客での開催となりました。また、緊急事態宣言等の発令により、日常生活の中での社会的距離の確保や飲食にかかる営業の制限、イベント等の中止、さらには県域を越えた移動の制限等が求められ、観光にとって重要な要素となるこうした人々の活動が失われ、本市も例外ではなく観光産業は大打撃を受け、地域経済が大きく疲弊してしまう要因となりました。

改めて観光とは、幅広い分野に関連する裾野の広い総合産業であり、多くの産業に経済効果をもたらす産業分野であることを再認識したところであります。

こうした中で、国は、働き方改革とも連動したワーケーションの推進をはじめ、マイクロツーリズムや、密を避けた分散型観光、観光産業の高付加価値化を提案するなど、コロナ禍における新たな観光戦略を示すとともに、各省庁において、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした、地域の観光振興活動に対する支援にも力を注いでいるところであります。

また、世界に目を向けると、SDGsが、2015年の国連総会において全会一致で採択され、持続可能な世界の実現のため、あらゆる人々が、各分野における目標の達成に向けて取り組んでいくことが規定され、例外なく観光分野においても必要な状況となっています。

さらに、観光業界全体での地域間競争は激しく、社会全体において人口減少傾向による生産人口が減少していく中で、本市観光としては、観光入込数の増加を目標にしながらも、将来に向けて持続可能な観光を推進していくため、来訪客による消費効果を最大化していくことにも力点を置く必要があります。

こうした状況を踏まえ、今般、「第3次会津若松市観光振興計画」を見直すものであり、本計画においては、引き続き、市観光振興条例に定める基本理念のもと、観光客をあたたくおもてなすおもてなし意識向上への継続した取組など、市民、事業者、行政が連携協力した観光施策を展開して参りますが、新たに、地域経済をけん引する産業として発展させ、最適化を図りながら、観光産業自体の生産性を向上させていくことも必要であるとの認識から、本市への観光を通じて、域外からの流入による交流人口の増加と、来訪者による消費の拡大に意を用いて取り組んでいく考えであります。

結びに、本市観光振興施策の推進に向けて、より一層のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様方をはじめ、ご協力いただきました観光審議会、観光事業者、観光関係団体の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

令和5年3月

会津若松市長

空井照平

目 次

I	中間見直しにあたっての考え方	
1	中間見直しの背景と必要性	1
2	観光に関する動向	3
3	本市の観光入込数等	10
4	第3次観光振興計画の中間評価	18
5	本市観光の課題	20
II	基本方針	
1	中間見直し計画の位置づけ	23
2	計画の期間	23
3	基本理念	23
4	基本目標	24
5	計画の名称	24
6	数値目標	24
7	基本施策	28
8	施策・計画の体系	29
9	計画推進の主体と役割	30
III	基本施策・基本計画	
	基本施策1 地域資源を活用した観光振興	31
	基本施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備	38
	基本施策3 広域観光・インバウンドの推進	45
IV	観光の推進のために	
1	計画の推進体制	48
V	参考資料	
1	会津若松市観光審議会	49
2	会津若松市観光振興条例	52

I 中間見直しにあたっての考え方

1 中間見直しの背景と必要性

【1 背景】

平成 29 年 3 月に策定した「第 3 次会津若松市観光振興計画」（以下、「当初計画」という。）は、計画設定期間を 10 年間（平成 29 年度を初年度、令和 8 年度を目標年度）とし、その推進にあたっては、「数値目標の達成状況や、観光を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて、中間の見直しを図る」としています。

令和元年度までの概ね 3 年間は順調に計画を推進することができましたが、その後の世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催延期、無観客開催となったことをはじめ、大幅な伸びを期待していたインバウンドは皆無となり、国内の移動においても緊急事態宣言下での様々な行動制限等もあったことから、本市を問わず、観光産業は大打撃を受けたところです。

この間、国では、新しい生活様式のもと、三密を回避する動きによる分散型観光の推進や、働き方改革に伴う「ワーケーション」の推進、さらには、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした、地域全体で観光を通じて稼ぐ力を創出する取組に対しての支援を強化するなどの変化が見られたところであり、本市においては、一般財団法人会津若松観光ビューローが令和 3 年 3 月 31 日付けで正式に登録 DMO に認定され、その後も、地域の観光関連団体や事業者の方々とともに、DMO 活動を推進する動きが活発化しはじめております。

世界に目を向けると、例外なく観光分野においても SDGs への取組みが求められている一方で、不安定な社会情勢が続いていることから、我が国の経済の先行きが不透明な状況にもあります。

また、国内では、人口減少が加速化し、生産人口が減少傾向にあることに加え、旅行形態についても、コロナ禍の影響により団体型から個人型への移行に拍車がかかっています。さらには、全国の観光地においては、デジタル技術の活用や魅力あるコンテンツづくりなどに積極的に取り組み誘客を図るなど、観光における地域間競争はより激しさを増しており、当初計画を策定した時点からは、本市観光を取り巻く環境が大きく変化しています。

【2 必要性】

当初計画策定時点より、本市観光を取り巻く環境が大きく変化してきた背景を踏まえ、コロナ禍で疲弊した観光産業の早期回復だけでなく、今後の観光振興にあたっては、持続可能な観光の推進を図るため、限られた資源の中で最適化を図り、観光による消費効果を最大化させていくことにも取り組んでいく必要があることから、これらを計画に位置づけるなど、今般、現行の第3次会津若松市観光振興計画の中間見直しを行うものです。

2 観光に関する動向

中間見直しでは、計画開始以降の国内旅行動向を示します。

(1) 国内宿泊旅行延べ人数・国内日帰り旅行延べ人数の推移

観光庁「旅行・観光消費動向調査」による

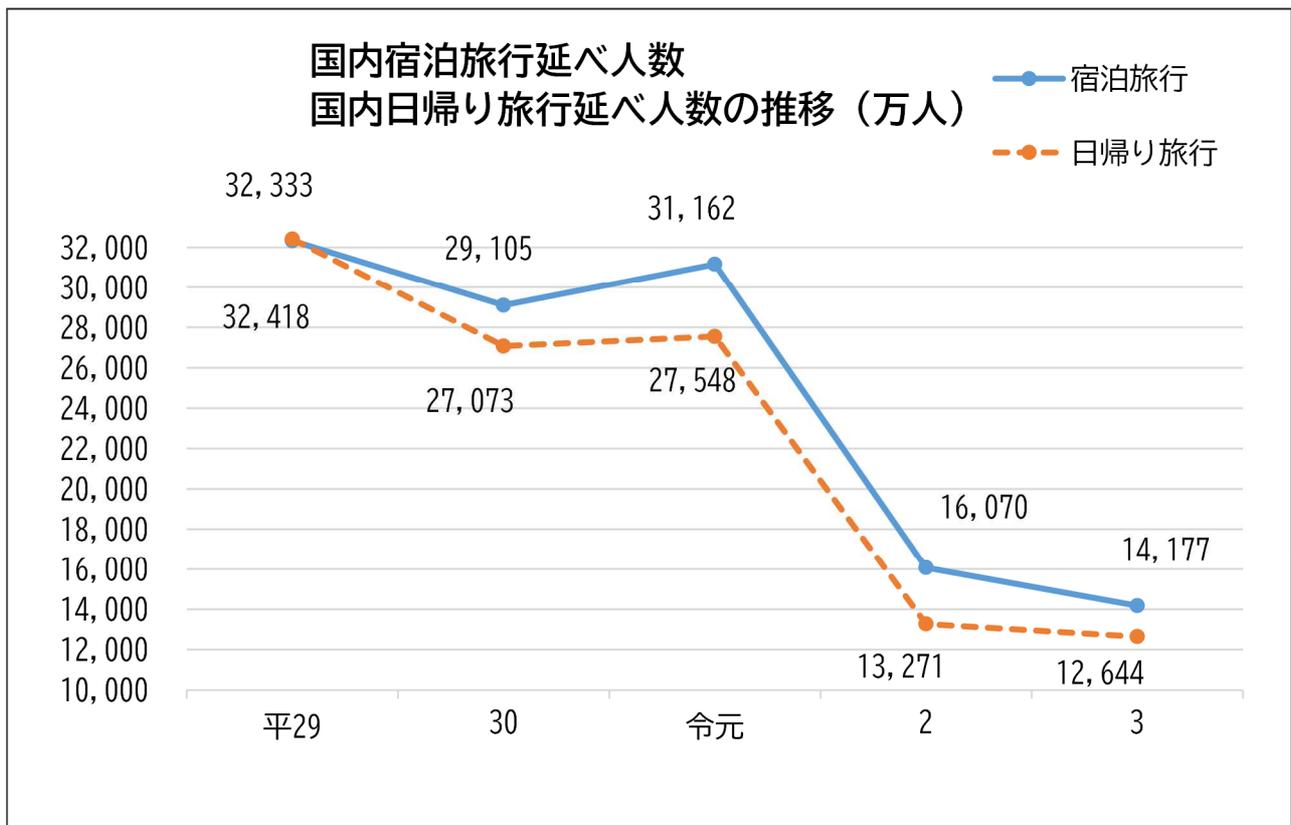
〈調査概要〉

調査時期：4月、7月、10月、1月

調査対象：全国から無作為に抽出した26,000人を対象とした調査

調査方法：郵送またはオンライン（パソコン、スマートフォン等）による回答

国内の日帰り旅行者数について、平成30年の大幅な減少は、全国各地で自然災害が相次いだこと等が影響していると考えられます。また、令和元年は、前年の落ち込みの反動や、大型連休のある5月や9月の日並びが良かったことなどを受け増加したと考えられています。2年以降はコロナ禍により大きく減少しています。



(2)令和4年度版 観光の実態と志向

(公社)日本観光振興協会「観光の実態と志向」による

〈調査概要〉

調査内容：過去1年間（令和3年4月～令和4年3月）の宿泊旅行の概要

調査方法：インターネット調査（全国47都道府県）

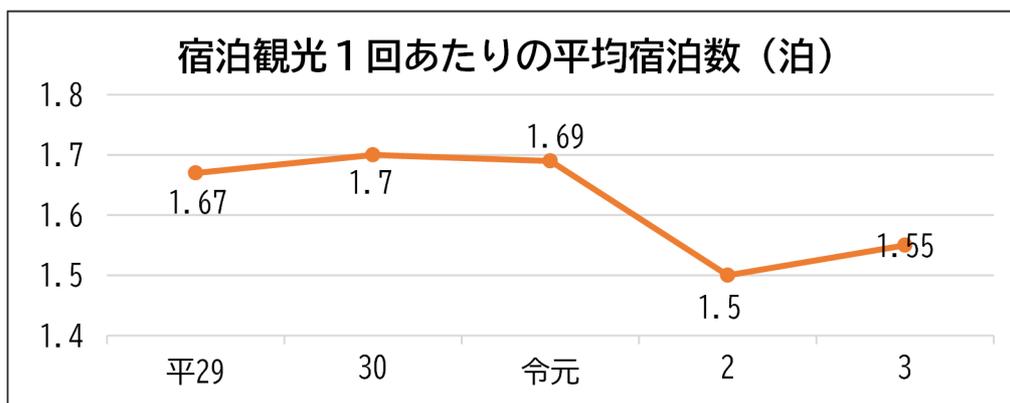
有効回答数：20,000

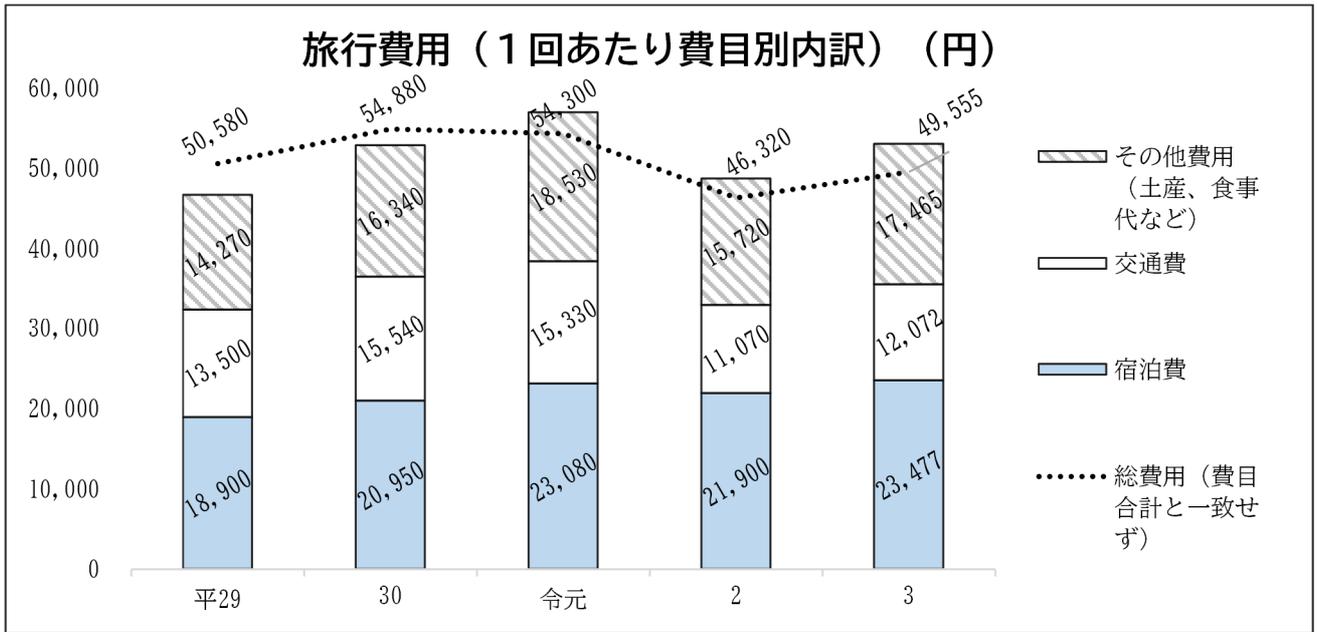
○宿泊観光1回あたりの平均宿泊数 ※年度集計

○旅行費用（1回あたり費目別内訳） ※年度集計

「宿泊観光1回あたりの平均宿泊数」と「旅行費用」は、「1回あたりの旅行」という部分で、関連性のあるグラフになります。

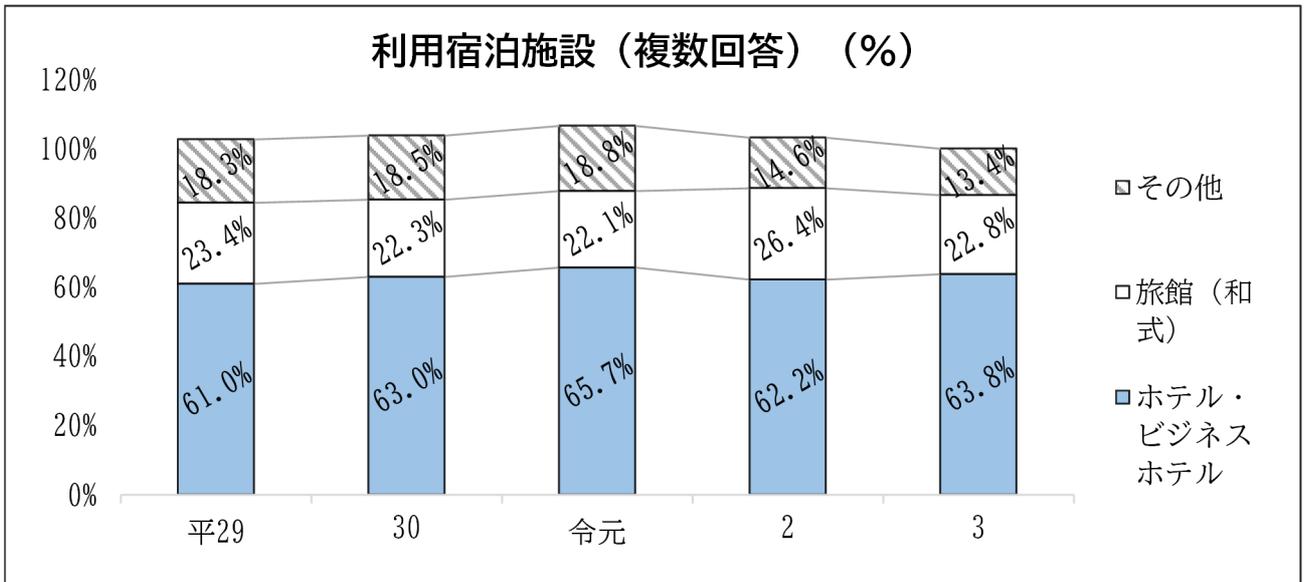
平成29年度から令和元年度にかけては、宿泊数がほぼ横ばいなのに対し、旅行費用が増加傾向にあります。2年度以降はコロナ禍により宿泊数は減少しています。





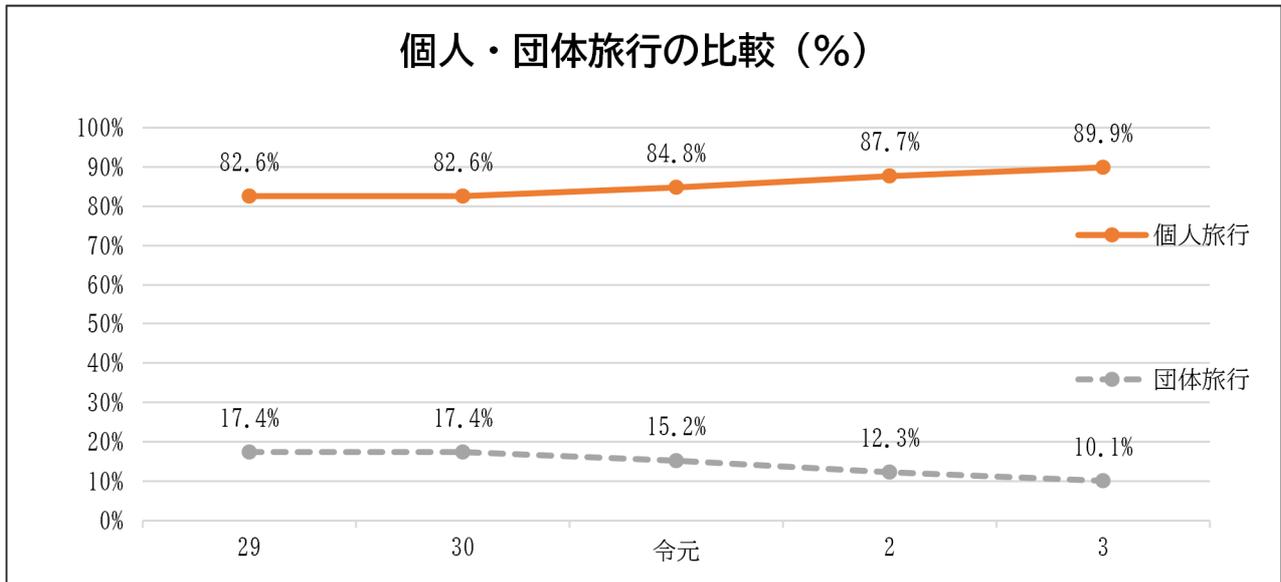
○利用宿泊施設 ※年度集計

旅館利用の減少、ホテル利用の増加が見られます。令和2年度は、GoTo トラベルキャンペーンの影響もあり、旅館需要の増加が見られます。



○個人・団体旅行の比較 ※年度集計

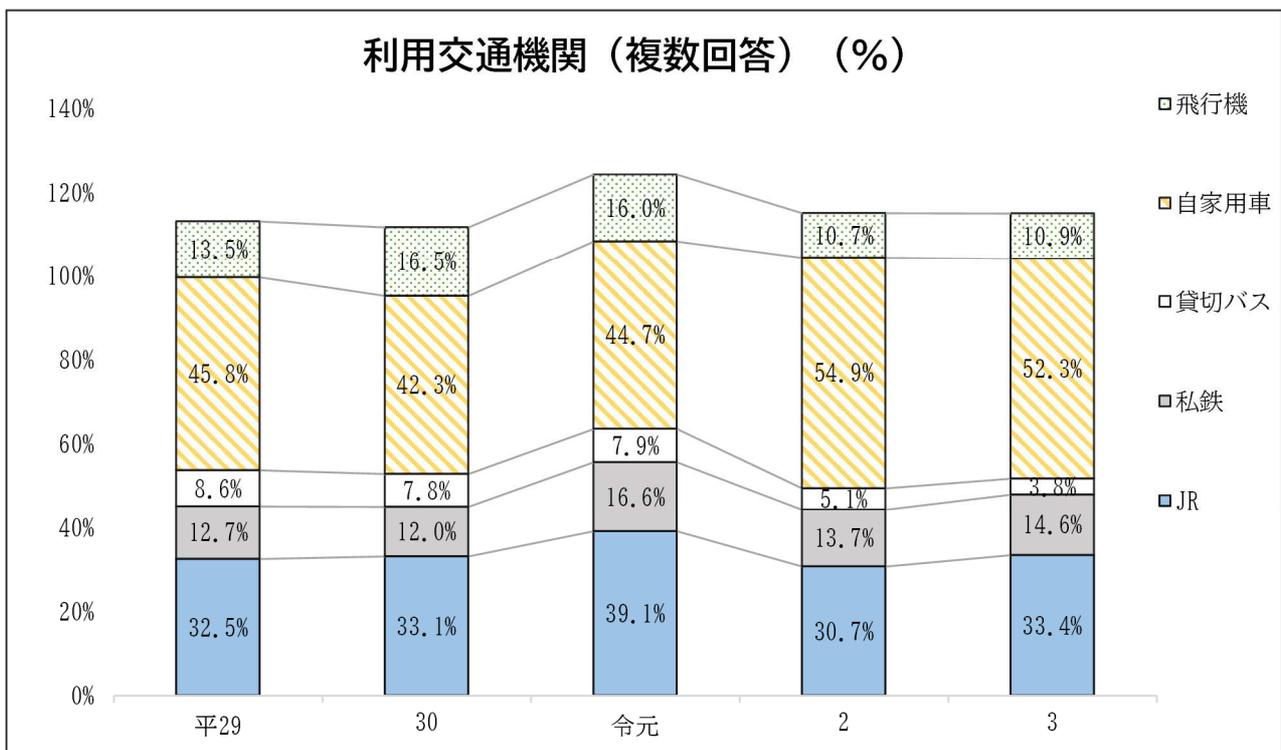
平成 29 年度以降、個人旅行は増加し、団体旅行は減少しています。令和 2 年度以降は、コロナ禍により、さらにその傾向が強くなっています。



○利用交通機関 ※年度集計

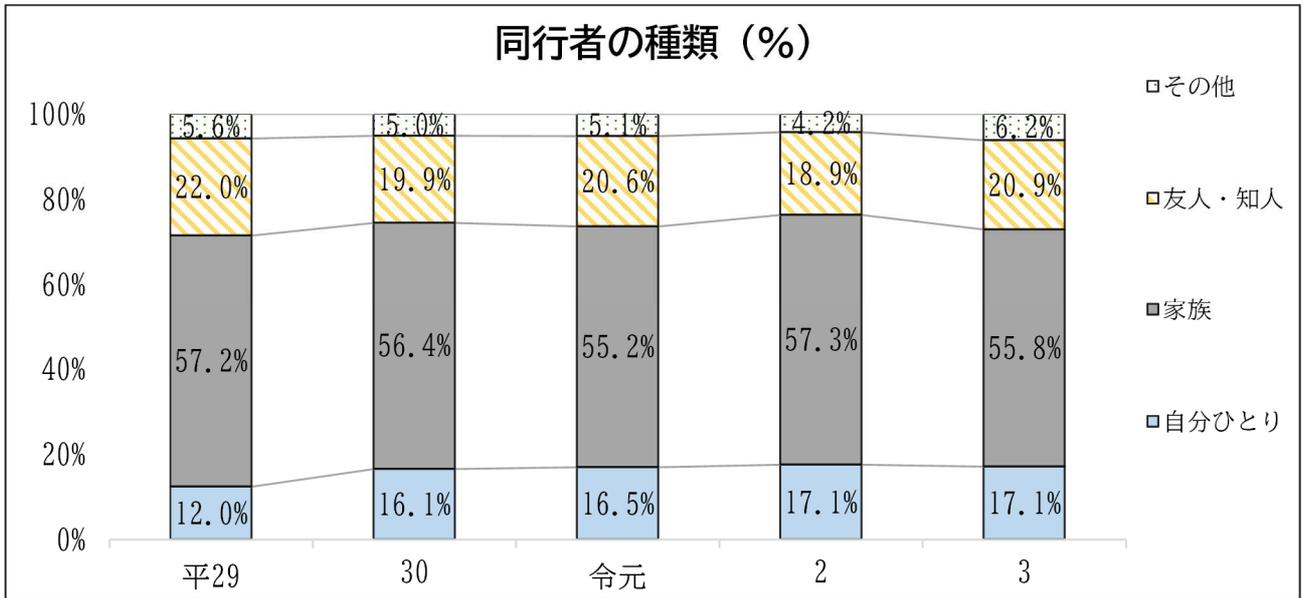
自家用車の利用割合が最も多く、次にJRが多い状況です。

貸切バスの利用が緩やかに減少している一方で、飛行機、JR や私鉄などの鉄道を利用した交通需要は増加傾向にあります。令和 2 年度以降は、コロナ禍により、貸切バスの割合が減少しています。



○同行者の種類 ※年度集計

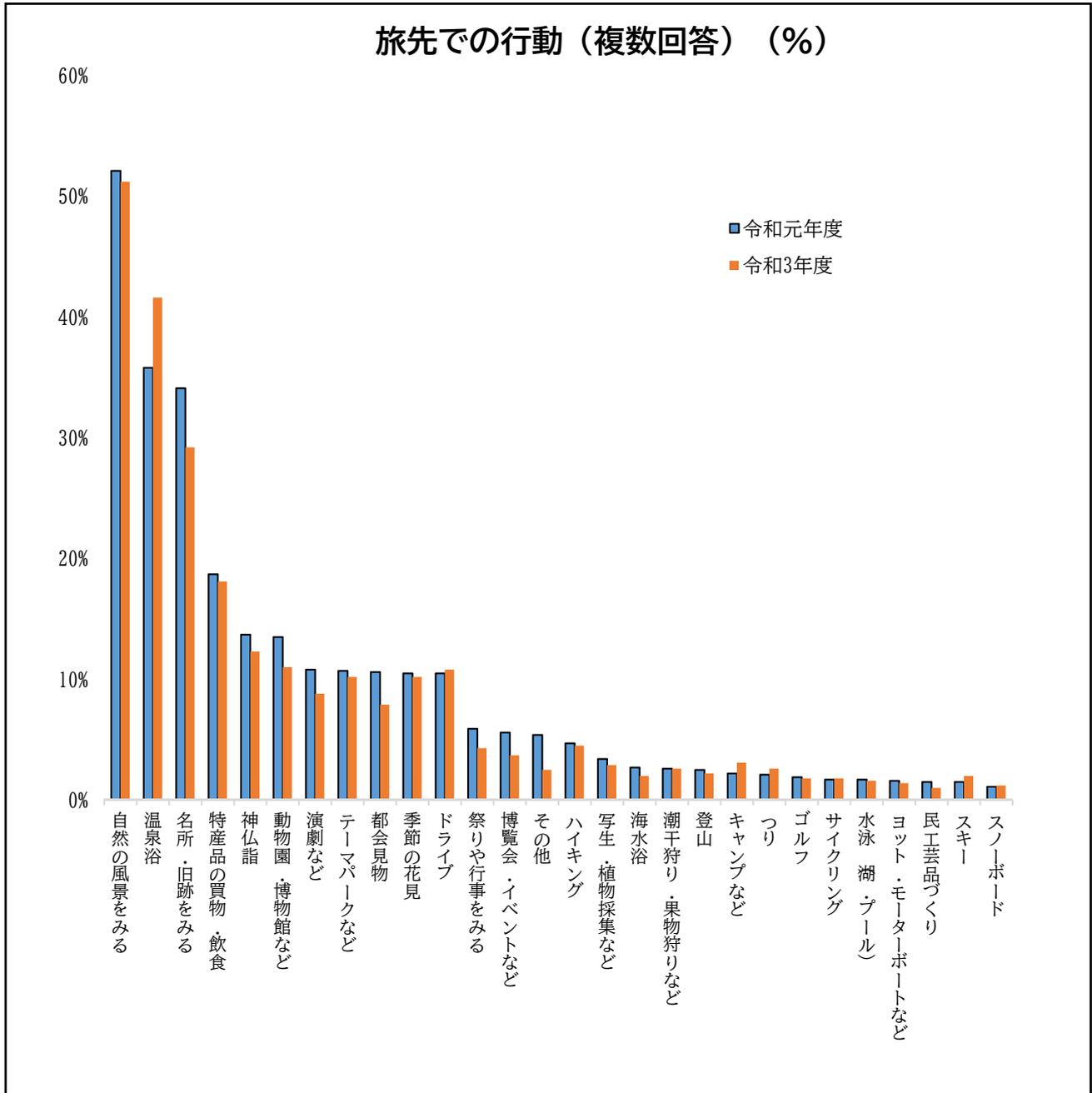
家族連れでの旅行が最も多く、次いで友人・知人が多い状況です。
一方で、ひとり旅の需要が年々増加している傾向にあります。



○旅先での行動

上位3位を自然景観、温泉、名所観光が占めています。

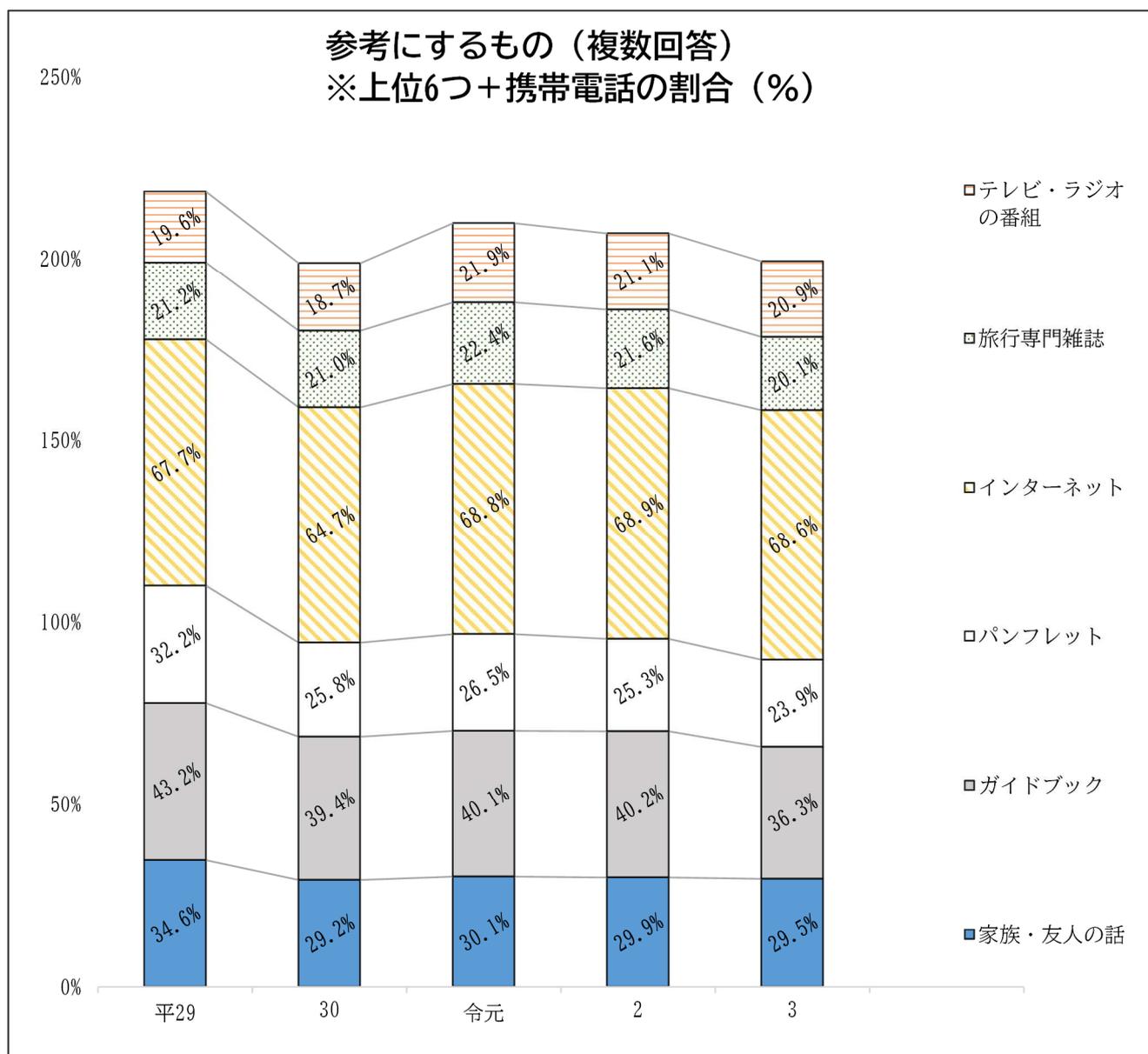
以下、特産品購入、神仏詣がつづき、本市観光を代表する観光資源が多く含まれています。



○参考にするもの ※年度集計

旅行に出かける前に参考にするものとして、インターネットの利用割合がもっとも多く、次いでガイドブックが多い状況です。

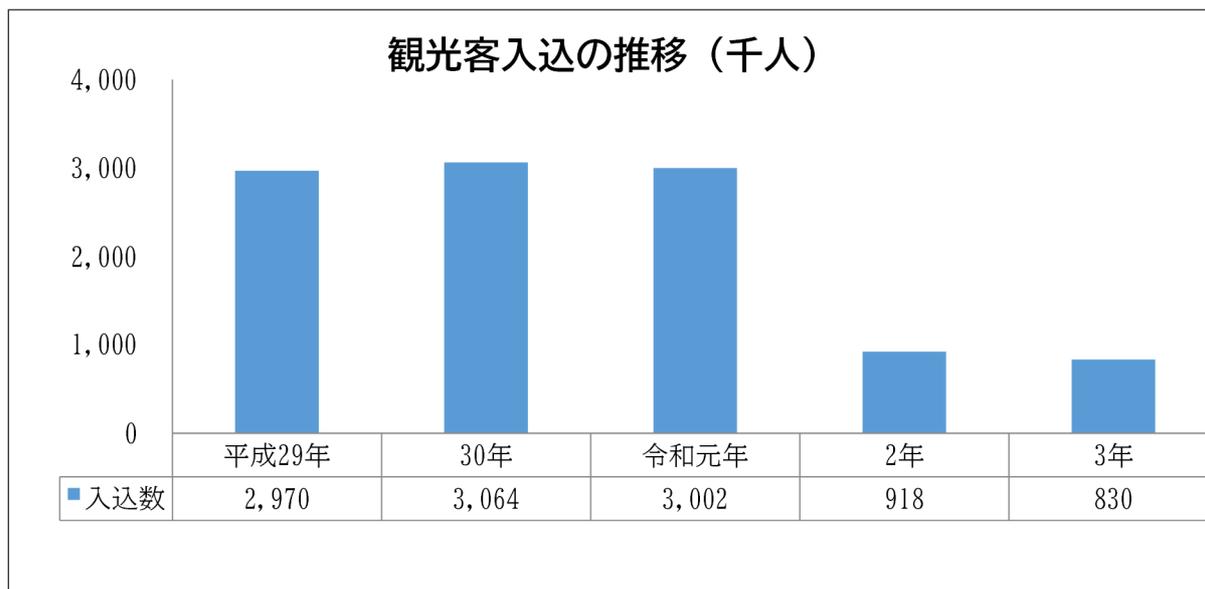
ガイドブックやパンフレットの需要が減少している一方で、テレビ・ラジオ番組や旅行専門雑誌、家族・友人からの話を参考に行っている方は、一定の割合で推移または微増しています。



3 本市の観光入込数等

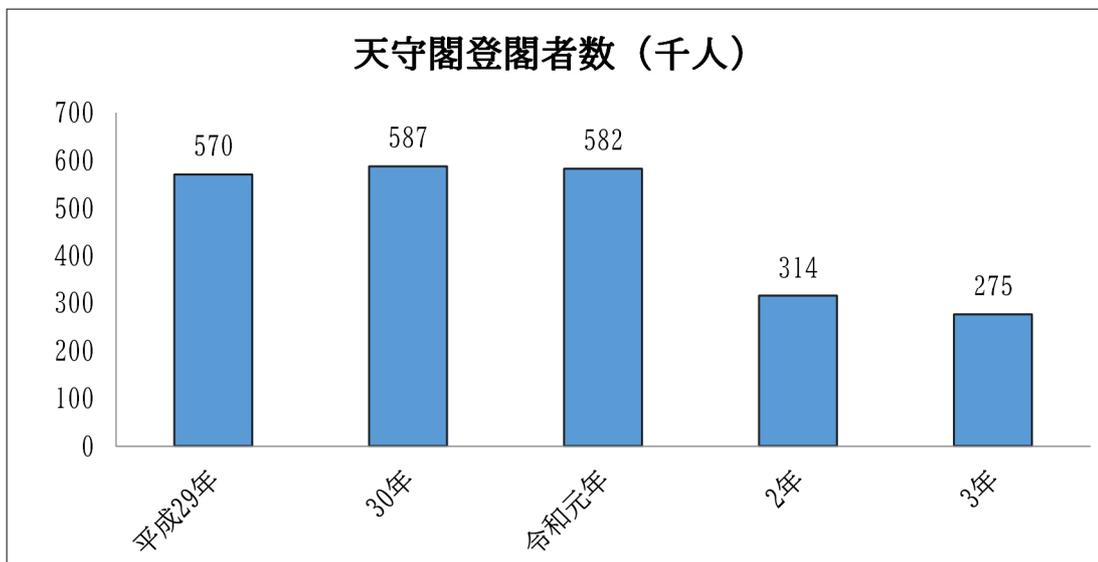
(1) 観光入込数の推移

第3次観光振興計画では、入込目標を計画最終年である令和8年に4,000千人と定めたところであります。計画当初は、概ね3,000千人台で推移してきましたが、令和2年及び3年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、観光入込数は統計史上最低の水準となり、計画目標とは大きく乖離しました。



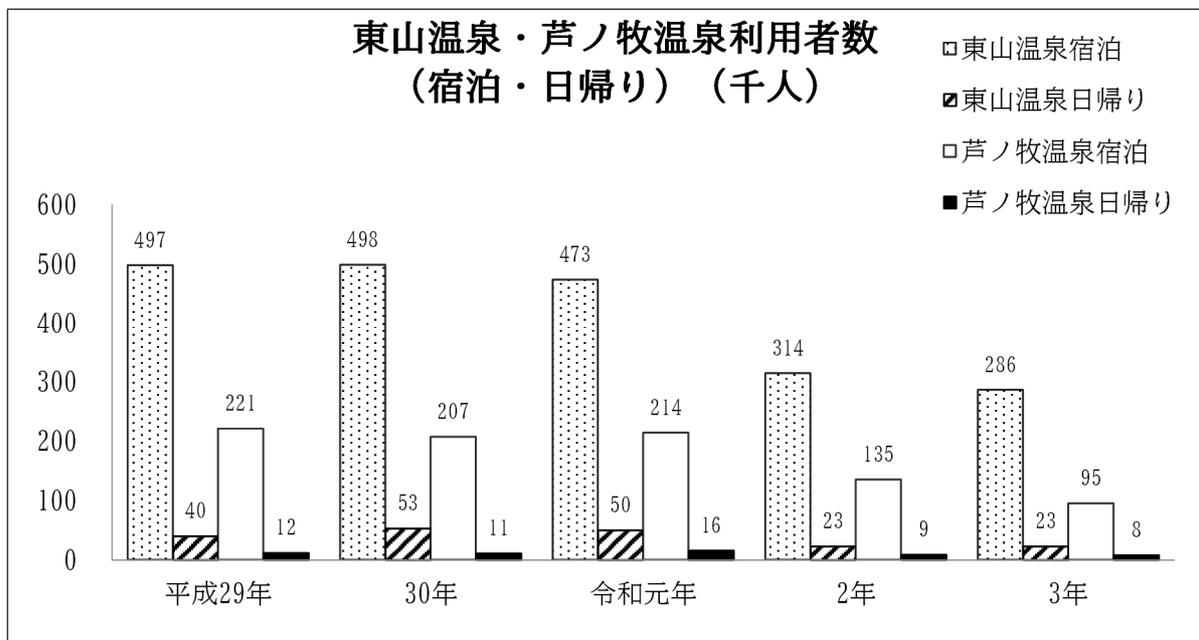
(2) 若松城天守閣登閣者数

概ね 580 千人前後で推移してきましたが、令和 2 年及び 3 年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により例年の半分近くまで落ち込みました。



(3) 東山温泉・芦ノ牧温泉利用者数

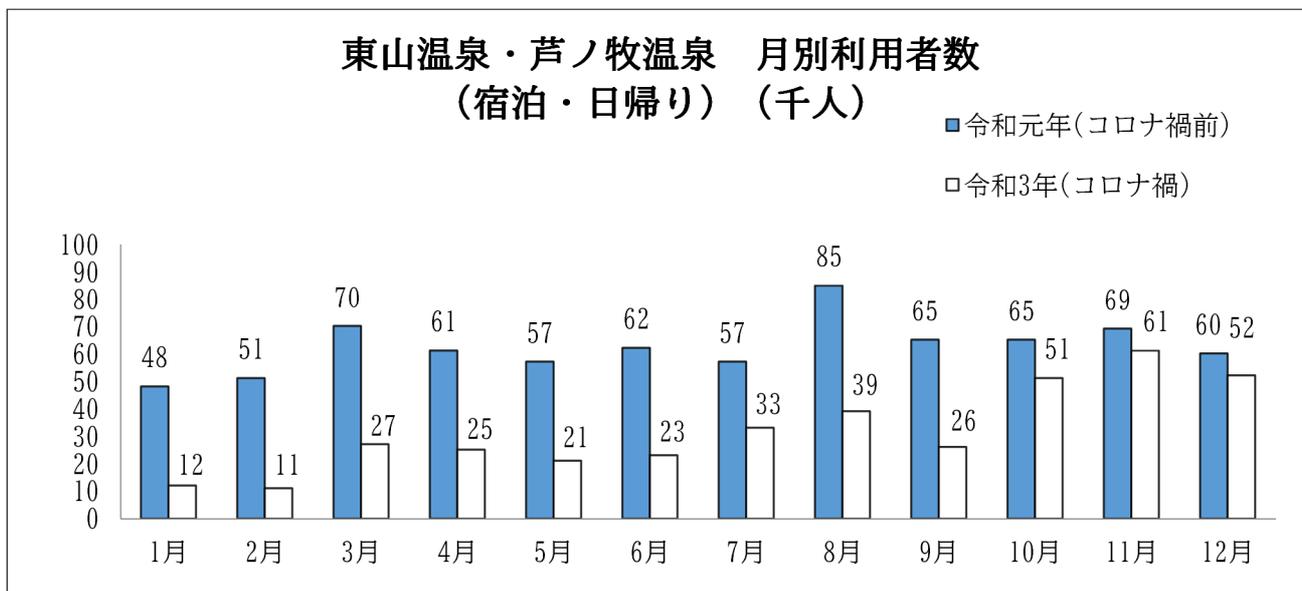
東山温泉は約 500 千人、芦ノ牧温泉は約 200 千人強の利用者数（宿泊、日帰り含む）で推移してきましたが、本市観光客入込数同様、令和2年及び3年のコロナ禍の際には、影響を強く受け、利用者数は減少しました。



東山・芦ノ牧両温泉の月別利用者数は、8月から11月にかけては利用者が安定的に多いことから繁忙期と言えます。

また、総じて冬期間や7月までのグリーンシーズンは利用者が少なく、本市においては観光閑散期と言えます。

なお、令和3年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により、利用者が大きく落ち込んだ時期があります。

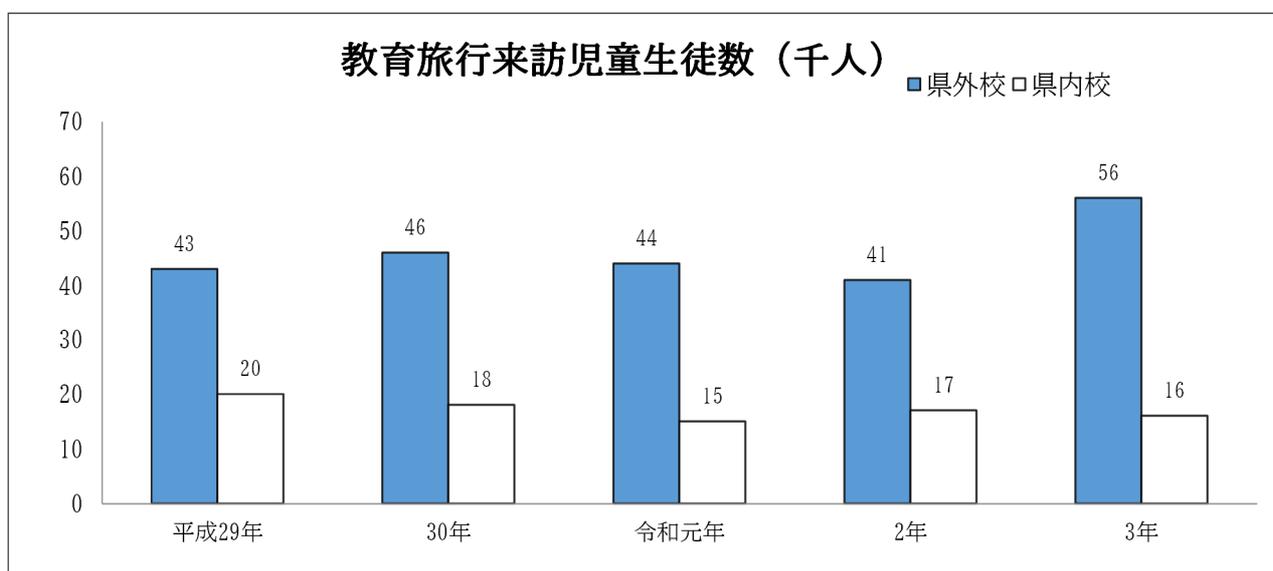
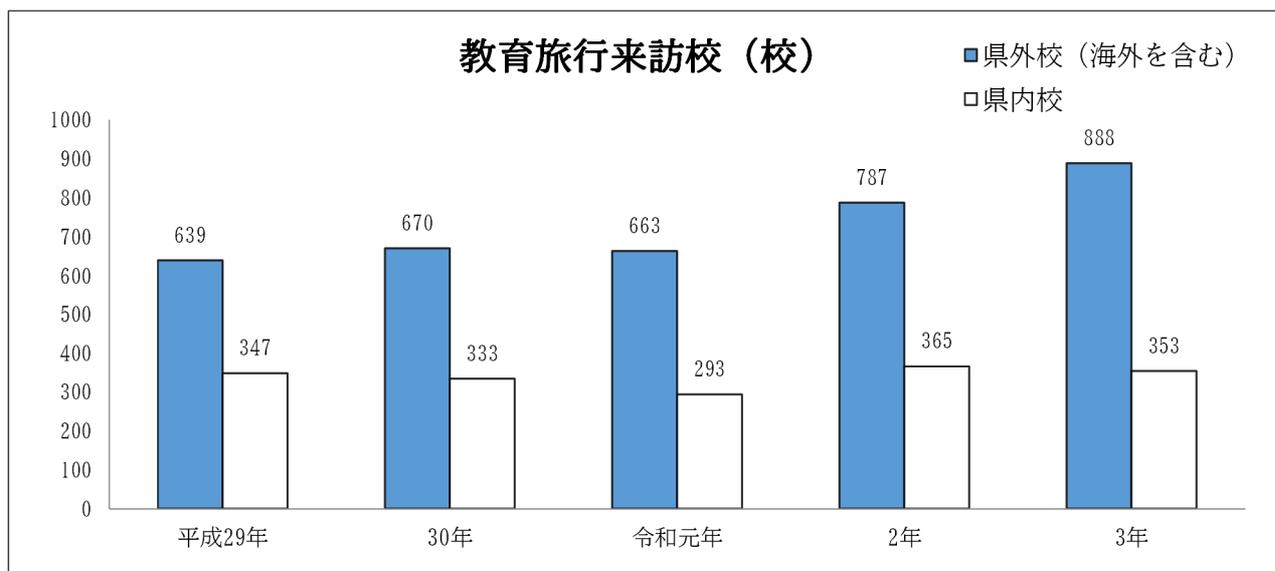


(4) 教育旅行

本市の教育旅行は、東日本大震災により、平成23年度の県外来訪校は100校へと大きく減少しましたが、徐々に回復し、令和3年度には、コロナ禍における特殊要因もあり、震災前の平成22年度の841校を超え、過去最高の888校となりました。

全国的な少子化の進行により学校の統廃合などによる学校全体数も減少していることから、東日本大震災からの回復と合わせ、新規誘致活動の強化が課題となっています。

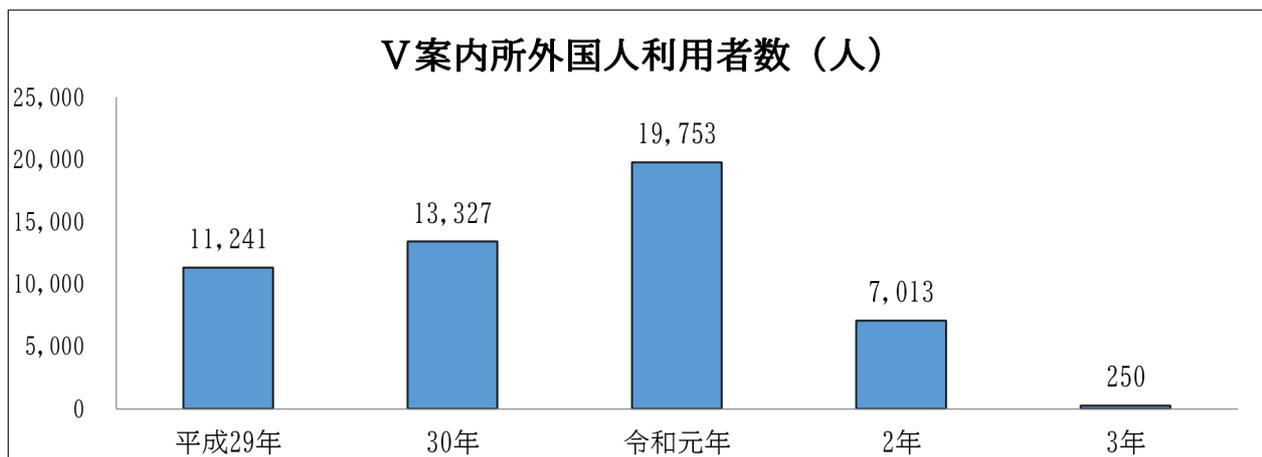
(※年度集計)



(5) 外国人観光客

本市を訪れる外国人観光客入込数（V案内所外国人利用者数）は、平成29年以降、令和2年3月からはじまるコロナ禍の前までは増加傾向で推移してきました。

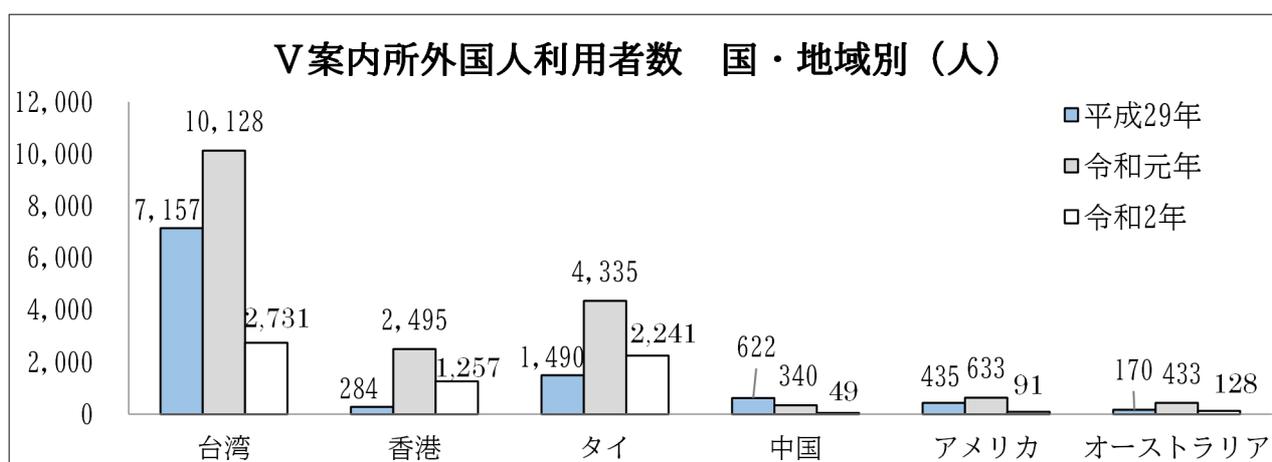
※V案内所…外国人観光客に外国語で観光案内ができる案内所です。日本政府観光局（JNTO）が認定要件（カテゴリー1から3）に基づき認定します。本市では、会津若松駅案内所と鶴ヶ城観光案内所がカテゴリー2の認定を受けています。



本市における平成29年の外国人観光客は台湾、タイ、中国の順になっており、令和元年にかけては、本市が東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、タイのホストタウンとなったこともあり、タイが大きく増加しています。一方、中国は低い状況にあります。

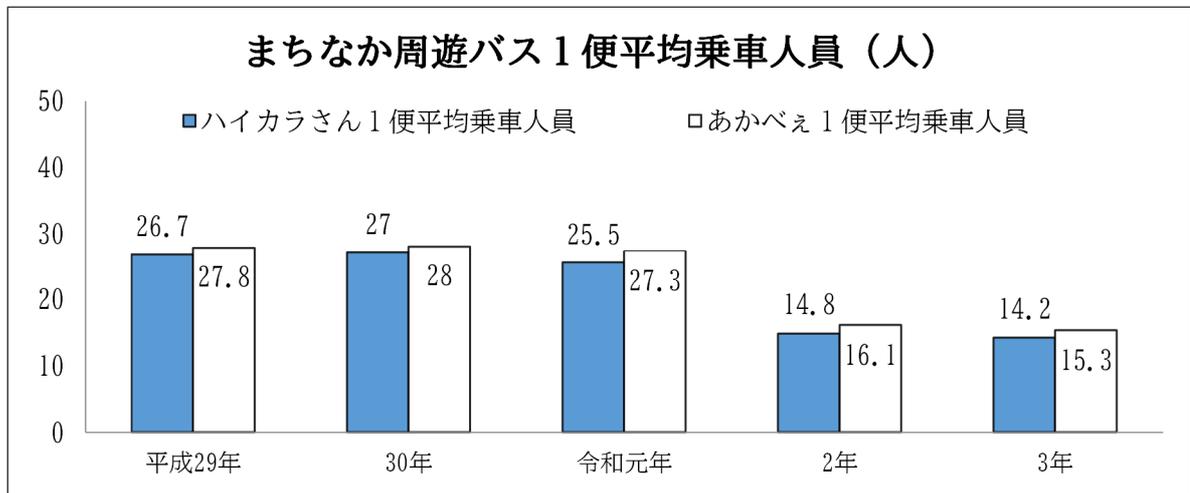
令和2年は、コロナ禍以降皆無となったことから3月までの数値となっております。外国人観光客数上位5カ国は、台湾、タイ、香港、オーストラリア、アメリカの順になっています。

なお、令和3年は入国制限があったことから掲載しておりません。



(6) まちなか周遊バス

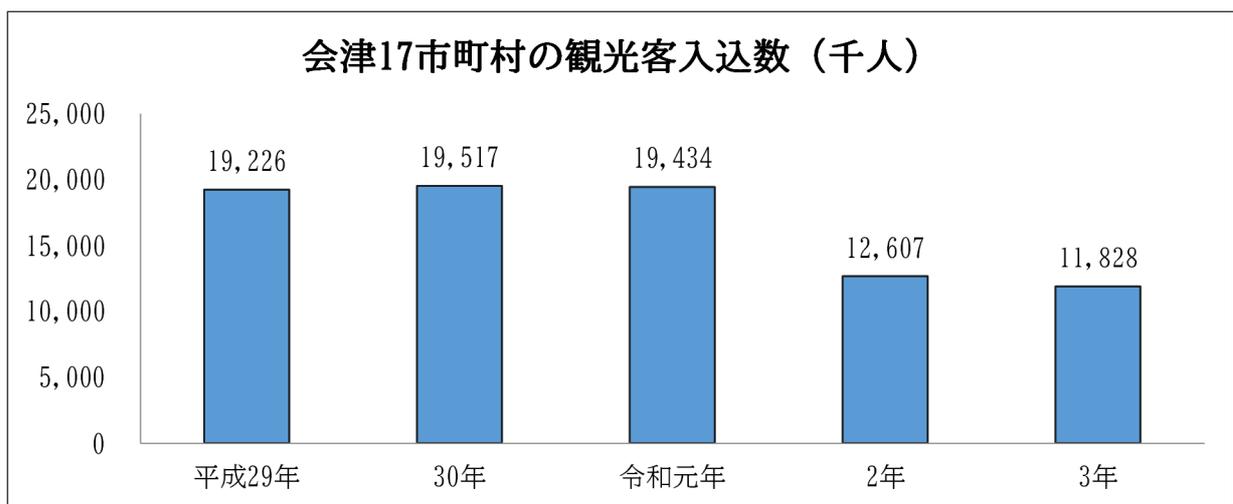
2次交通手段として定着しているまちなか周遊バス（ハイカラさん・あかべえ）の1便平均乗車人員は、平成29年以降、横ばいで推移してきましたが、令和2年以降はコロナ禍により大きく減少しています。



(7) 広域観光

本市を含む会津17市町村の観光客入込数は、概ね約19,000千人で推移してきましたが、令和2年以降はコロナ禍により大きく減少しています。

※出典：福島県観光客入込状況（県商工労働部）

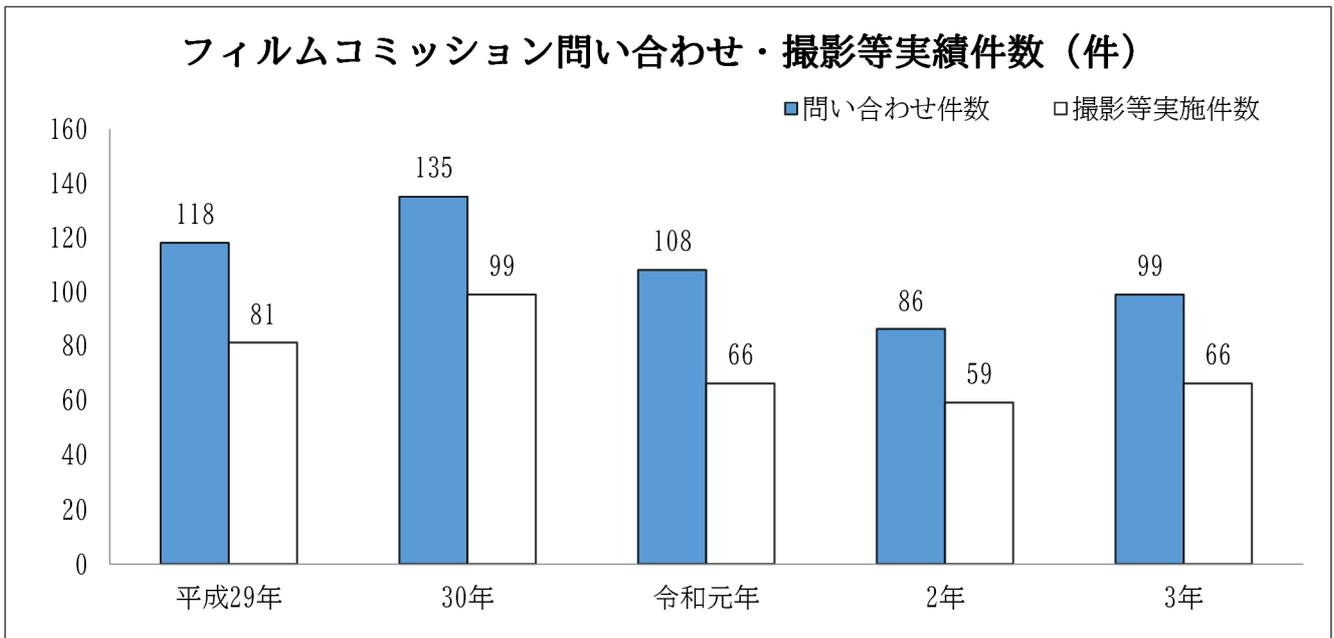


(8) フィルムコミッション

本市のフィルムコミッションは平成14年5月に設立され、映画やテレビなどのロケの撮影を円滑に進めるために、ロケ地の案内や誘導、撮影の様々な支援を行う組織として活動を行ってきました。

年度間でばらつきはありますが、安定的に問い合わせや撮影等の件数がある状況にあり、全国的な規模で上映される映画やテレビをはじめ、多岐のジャンルのロケ誘致に結び付いています。

(※年度集計)



(9) 観光消費額

今回の中間見直しにあたっては、新たに、観光消費額の推移を掲載します。

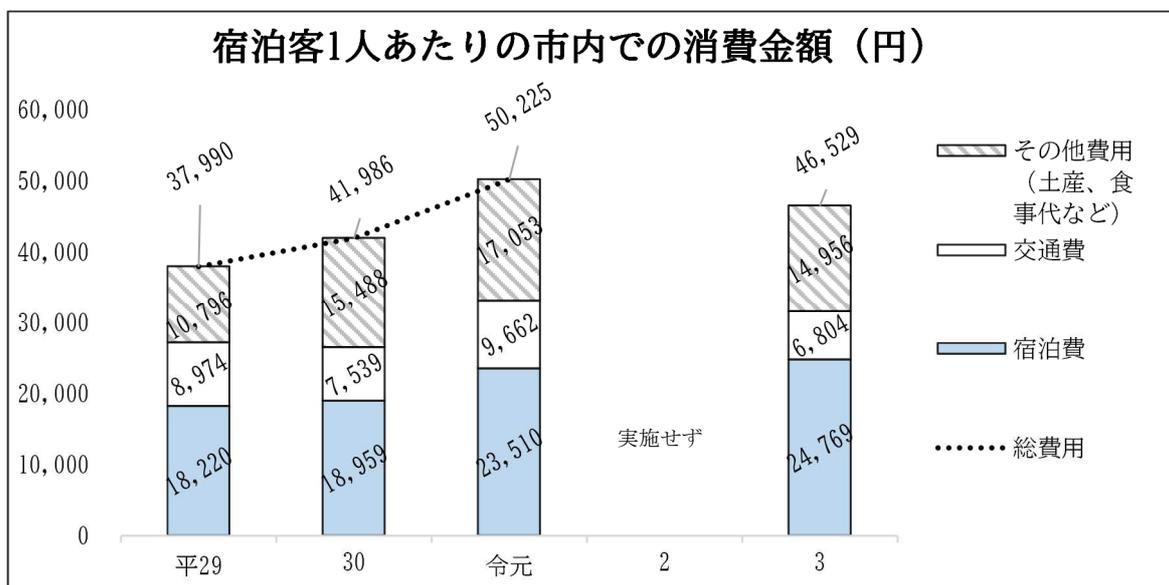
下で示す本市の数値は、会津若松観光ビューローが平成 29 年以降に民間事業者へ委託して実施した観光地点調査における、宿泊客 1 人あたりの市内での消費金額です。（令和 2 年はコロナ禍の影響により実施せず。）

一方、全国の数値は、同じ民間事業者が毎年度実施している調査による宿泊旅行者 1 回あたりの旅行費用です。

全国の数値が、宿泊費と交通費との合算になることから、完全な比較はできませんが、その他費用（土産、食事代など）において、本市の方が低い傾向にあることが読み取れます。

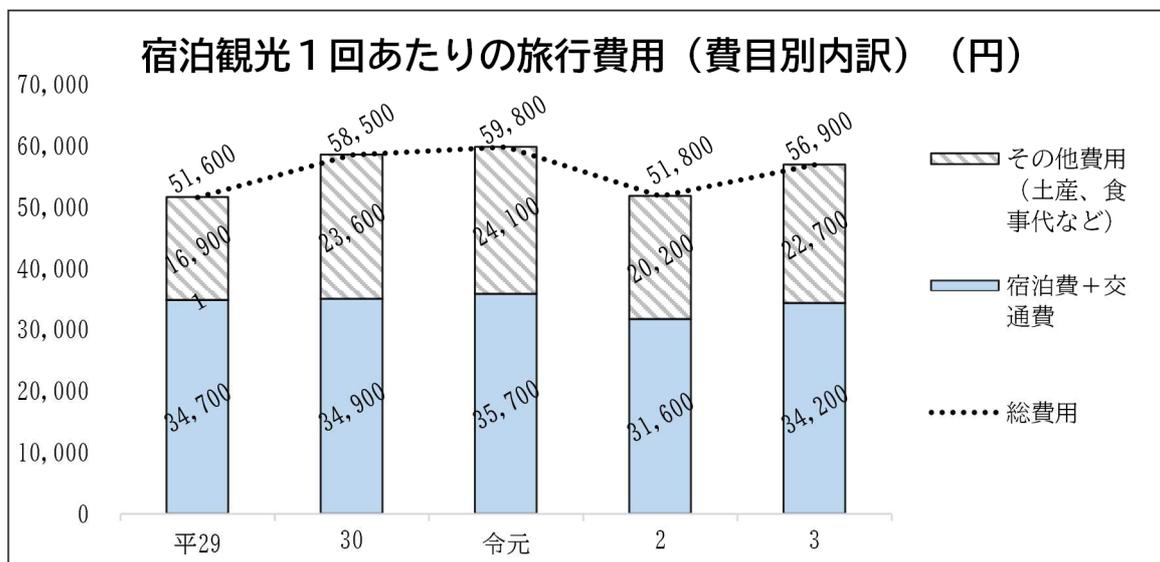
※会津若松観光ビューロー調査「観光地点調査」より

【会津若松市】



※じゃらん実施「宿泊旅行調査」より

【全国】



4 第3次観光振興計画の中間評価

平成29年3月に策定した、現行の第3次観光振興計画は、当時の社会情勢を反映し、平成30年の戊辰150周年を契機とする取組や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け増加する訪日外国人への対応など、様々な誘客機会を捉えた効果的な取組を含んだ計画として、本市の観光施策の指針としての役割を担ってきました。

中間見直しにあたり、当初計画策定（平成29年）後の取組についての中間評価を行います。

【総括】

現行の第3次観光振興計画は、計画期間10年間として設定した上で各種施策を展開したところであり、期間開始後しばらくは、地域資源を活用した観光振興や、広域的な枠組みでの誘客宣伝、さらには、市民一人ひとりが観光客をあたたく迎えるおもてなし意識の醸成など、3つの基本施策を軸とした観光施策に重点的に取り組むなど、本市の観光地としての魅力向上と受入体制の充実を図ってきました。

しかしながら、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、期待されたインバウンド効果もなくなるなど、観光産業は大打撃を受け、本計画の推進も大きく後退しました。

コロナ禍においては、緊急的な経済対策を実施し、観光関連事業者の事業継続の支援に速やかに取り組み、その中で、教育旅行においては、令和3年度に過去最高の来訪校数となったことは特筆すべきであります。また、コロナ禍にあっても、若松城天守閣の展示リニューアルに着手し、魅力の向上に努めたことや、温泉地域の関係者ととともに組織した「温泉地域活性化検討会」の中で、目指すべき姿を描いた「温泉地域景観創造ビジョン」の策定、さらには、インバウンドにおいては、ターゲット国にあわせた戦略のもと、本市への旅行意欲を持続させる取組を継続してきたことなどから、回復期への反動として大きく期待できるものと認識しています。

一方で、前述したとおり、本市観光を取り巻く様々な環境が大きく変化したことから、当初設定した数値目標を目指しながらも、本市における滞在時間を延ばしていくことや、繁忙期と閑散期との観光入込を平準化させていくことなどにより、本市での観光による消費額を増加させるとともに、持続可能な観光を推進していくことが必要であり、残りの計画期間においては、これらに意を用いて取り組みます。

なお、計画期間中の主な成果を、基本施策ごとに以下に示します。

基本施策1 地域資源を活用した観光振興

本市のシンボルである鶴ヶ城を中心とした、サムライ文化の発信や「会津十楽」の開催、史跡の新たな魅力として、プロジェクションマッピングや上空からドローンで撮影した動画制作などに取り組むなど、歴史観光を推進しました。

特に、平成30年の戊辰150周年事業では、幕末における会津の歴史的意義を再認識する契機となったとともに、市や関係機関をはじめ市民と連携しながら各種事業を展開し、情報を広く発信することで、期間中は多くの観光客が来訪し、本市のもつ歴史や文化の振興と観光誘客にもつながり、歴史観光のさらなる充実が図られました。

その後のコロナ禍においては、本市観光産業が大打撃を受けたことから、緊急的な経済対策を実施し、観光関連事業者の事業継続の支援に取り組みました。

また、温泉地域の関係者とともに「温泉地域活性化検討会」を組織し、その中で、温泉街の目指すべき姿を描いた「温泉地域景観創造ビジョン」を策定し、その具現化に向け取り組みはじめています。

基本施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備

令和2年9月にDMO候補法人であった一般財団法人会津若松観光ビューローが中心となり、地域の観光関係者とともに「会津DMO会議」を組成し、地域全体で観光により稼ぐ観光地域づくりの体制を構築しました。

その後は、令和2年度に一般財団法人会津若松観光ビューローが正式に登録DMO（観光地域づくり法人）に認定され、マーケティング分析を行うなど、観光地域づくりの中心的な役割を果たしています。

教育旅行については、コロナ禍により旅行先として大都市圏を避けるなどの特殊要因もあり、令和3年度の本市への来訪校数は震災前を上回り、過去最高となりました。

基本施策3 広域観光・インバウンドの推進

広域観光については、これまで相互の観光素材を活かしながら連携し広域的に観光誘客を推進してきた栃木県日光市、新潟県佐渡市の両市と、それぞれ令和2年2月、同年10月に、連携協力に関する協定を締結するなど、インバウンドの推進や域内の周遊を促進するための広域的な推進体制をより強固なものとししました。

インバウンド推進については、台湾、タイ、欧米豪をメインターゲットとして、近隣の都市や会津地域の市町村と連携し、現地での直接的なプロモーションや各国の旅行会社や関連企業に向けた情報発信を行い、本市の認知度の向上と訪日外国人の誘客を推進したことにより、計画期間当初の入込数は、順調な伸びにつながったところであります。

コロナ禍となった令和2年以降においては、アフターコロナを見据え、ターゲットとする国ごとの特性などにあわせ、本市への関心と旅行意欲を持続させる取組を行ってきました。

5 本市観光の課題

本市観光においては、これまでも、通過型により滞在時間が短くなっていることをはじめ、冬季などにおいては入込数が少なくなるなど、多くの課題を抱えてきました。中間見直し時点では、これらの当初計画策定時に分析した課題に加え、コロナ禍の影響により旅行動態が大きく変化していることや、社会全体の人口減少により、地域社会全体において生産人口が減少していることなどが、新たな課題として見えてきました。

残りの計画期間や次期の計画策定時においても、継続してこれらの課題解決に取り組んでいくとともに、今後も持続可能な観光を推進していくためには、繁忙期と閑散期との観光入込を平準化させていく取組や、本市での宿泊を伴う滞在時間を延ばす取組など、限られた資源の中で最適化を図りながら、本市での観光消費を増加させることにより、観光産業全体の生産性を高めていく取組が必要となっています。

(1) 原子力発電所事故による風評被害の早期払拭

課題

中間見直し時点においても、原子力発電所事故による風評は、本市の観光産業において完全に払拭できていない状況です。教育旅行においては、コロナ禍の特殊要因もあり、来訪校数は震災前の水準に回復したものの、安全安心の理解促進に向け、今後も継続した取組が必要です。

(2) 滞在型観光へ向けた取組の向上

課題

今後も引き続き、さらなる宿泊旅行者の増加に向けた多様な観光資源を提供するとともに、他市町村の魅力ある観光資源を有機的に結びつけるなどの回遊性、滞在性を高めるさらなる誘客活動が必要です。

中間見直し時点では、より本市での滞在時間を延ばしていくため、これまで以上に魅力あるコンテンツの造成や、観光客の受け皿として滞在型観光の中心的役割を果たす温泉地域の魅力向上、さらには、国の働き方改革にあわせた企業によるワーケーションやブレッジャーなどの新たなニーズに対応していくことも重要となっています。

(3) 通年型観光へ向けた取組の強化

課題

本市の1月から3月にかけての冬期間は観光客入込数が少ない時期です。天候の影響を受けやすい時期ではありますが、冬ならではの魅力の創出や他市町村の冬祭りなどとの連携を図り、さらなる誘客に向けた取組が必要です。

こうした取組に加え、コロナ禍によって三密を回避するために推奨されることとなった分散型観光を推進し、休日や繁忙期から平日や閑散期への誘導を図るなど、年間を通じて旅行時期の平準化に取り組んでいくことも必要です。

(4) リピーターの増加へ向けた受入環境の強化

課題

観光地としての満足度を高めることや、多様化する観光ニーズに対応すること、一日では回りきれないくらいの魅力的な観光資源を有することなどがリピーターの増加に効果的であると考えられます。今後も引き続き、コンベンション誘致など新たな誘客に取り組むとともに、豊かな会津固有の観光資源の磨き上げや、ホスピタリティの向上、新しい魅力的な観光資源の発掘など、再来訪の動機を高めるための取組が必要です。

(5) 訪日外国人観光客の増加に向けた取組の強化

課題

コロナ禍以降、インバウンドは皆無となっていましたが、令和4年10月の入国制限緩和後においての国や県の動きを注視しながら、今後のインバウンドの回復にあわせて、広域的な連携を強めながら本市への入込数の増加に向けた取組を進めていくことが必要です。

(6) 観光振興の中核を担う組織体制の強化

課題

観光を取り巻く環境の変化や多様化する観光ニーズに迅速に対応するために、観光振興の中核を担う組織の強化や連携体制の向上を図っていくことが必要です。

特に、登録DMO（観光地域づくり法人）に認定された一般財団法人会津若松観光ビューローを中心とした観光地域づくりを推進していく体制の強化が必要です。

(7) 史跡の保全・整備

課題

本市のシンボルである鶴ヶ城が、市民一人ひとりに親しまれ愛されるとともに、より一層、歴史と文化を物語るにふさわしい場となるよう、史跡の保存・保全と併せ、遺構の復元や既存施設の見直し、史跡の活用を図っていくことが必要です。

特に、国による文化観光の推進の動きが顕著となってきたことから、これまで保全中心としてきた文化財について、観光に積極的に活用していくことも重要となっています。

(8) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による変化への対応

課題

令和2年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、本市観光も例外なく大打撃を受けましたが、観光産業の立て直しを図っていくため、今後も感染状況を見極めたうえで、効果的な施策に迅速かつ柔軟に取り組んでいく必要があります。

また、団体型から個人型へ、旅行動向の変化がこれまでよりも顕著となったことや、旅行者のニーズが多様化してきた状況を踏まえ、地域全体で、これらに対応した受入環境を整備することにより、ウィズコロナやポストコロナにおける地域間競争に備えていく必要があります。

(9) 持続可能な観光の推進に向けた新たな視点の必要性

課題

コロナ禍による旅行者ニーズの多様化や、国の観光関連施策の変化、さらには、国内の人口減少の加速化による地域の観光産業の生産人口の減少など、本市を取り巻く環境の大きな変化に対応し、今後も本市観光を持続させていくためには、観光入込数を増加させていくことに着目してきたこれまでの観光施策の推進方針に加え、観光のサービスの質や満足度の向上を図り、一度の来訪における観光消費額を高めていくことや、平日や休日、繁忙期や閑散期における観光需要の平準化を図り観光産業の生産性を高めるといった、新たな視点が必要です。

Ⅱ 基本方針

1 中間見直し計画の位置づけ

会津若松市観光振興計画は、会津若松市観光振興条例第6条の規定に基づき、本市観光の振興に関する基本的な方針を定める計画であり、同条に定める「観光振興計画」として、「会津若松市第7次総合計画」と整合性を図りつつ、本市の観光振興施策の基本的な方向性を示すものです。

平成29年3月に策定した当初の「第3次会津若松市観光振興計画」は、「数値目標の達成状況や、観光を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて、中間の見直しを図る」としていることから、コロナ禍による旅行動態の変化や国の施策の変化など、本市観光を取り巻く現状を踏まえ、今般、中間見直しを行った上で、今後の観光振興施策の基本的な方向性を示すものとして位置づけます。

【見直しの方向性】

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による旅行動態の変化や、多様化するニーズに対応するための取組を、新たに計画に位置づけます。
- 国内外の社会・経済などの大きな変化に対応し、本市観光を持続可能なものとするための新たな視点での取組を計画に位置づけるとともに、そのための新たな成果指標として、「観光消費額」を数値目標に設定します。

2 計画の期間

計画期間は10年、平成29年度を初年度、令和8年度を目標年度とし、中間見直し以降も計画を進めていきます。

3 基本理念

会津若松市観光振興条例第1条に定めるところにより、本市観光の基本理念を「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」とします。

本市の観光を見つめ直し、市、観光事業者、観光関係団体及び市民が、本市の特性をいかした個性的で魅力ある観光都市づくりに一体となって取り組み、訪れた人々に自信をもって誇れるまち、もう一度訪れたいまちを目指します。

〈基本理念〉

「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」

◆観光振興条例

第1条 この条例は、本市の観光振興を図るため、市、観光事業者、観光関係団体及び市民が、本市の特性を生かした個性的で魅力ある観光都市づくりに一体となって取り組むことにより、本市観光の基本理念である「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」を実現することを目的とする。

4 基本目標

『歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、 伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち』

本市のいにしえからの歴史や文化、自然、温泉などは、先人が大切に守り続けてきた会津固有の資源であり、地域にとって大切な宝です。資源の発掘と磨き上げを行い、「会津の光」を放つことが必要であり、観光で訪れる方々はまさにその地域でしか見ることができない本物を求めています。

いま、本市の目指す観光は、そうした資源を自らの手で磨きあげ、本物の素材として活用することにあります。

また、観光の振興は行政だけで推進していけるものではなく、観光事業者等をはじめ、観光関係団体、市民、行政が適切な役割分担のもと取り組んでいくことが重要であり、それぞれが協力しあいながら受入体制の向上等に努め、心のこもったおもてなしの観光都市づくりを目指します。

5 計画の名称

本計画の名称を「第3次会津若松市観光振興計画（中間見直し）」（以下、「見直し計画」という。）とします。

6 数値目標

当初計画では、本市の観光客入込数と、さらに、外国人観光客入込数（V案内所外国人利用者数）、教育旅行県外来訪校数を指標としています。

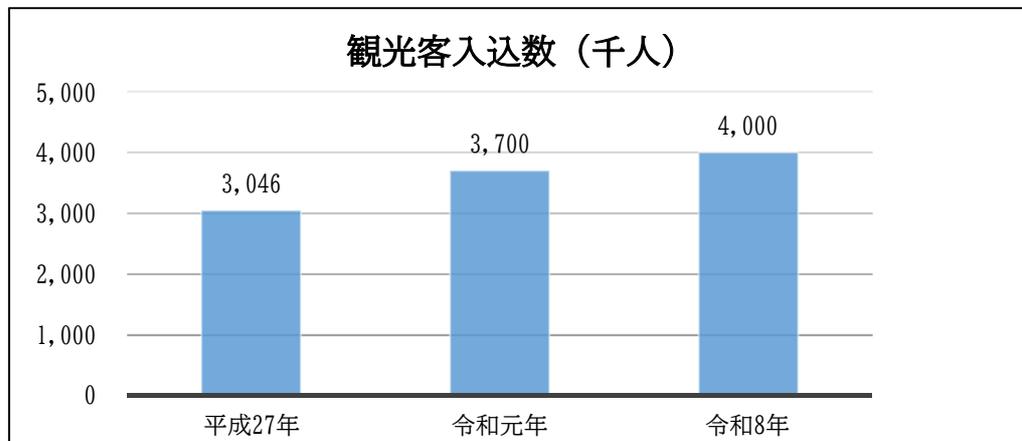
現状の課題を踏まえると、来訪者による消費効果を最大化していくことに取り組んでいく必要があることから、新たに、「観光消費額」を数値目標として設定し、次期の計画策定までにより精緻に測定・数値化していくこととします。

見直し計画では、次期計画までに算出方法の調査研究を進めることを定めるとともに、以降の計画期間においては、参考値ながらも、現時点での「観光消費額」を全国水準に近づけていくことを目指しながら各施策に取り組み、計画を推進していきます。

(1) 観光客入込数

平成 27 年（1～12 月）3,046 千人を現状値として目標値を設定しています。

第 3 次観光振興計画 平成 27 年 3,046 千人 →令和 8 年 4,000 千人

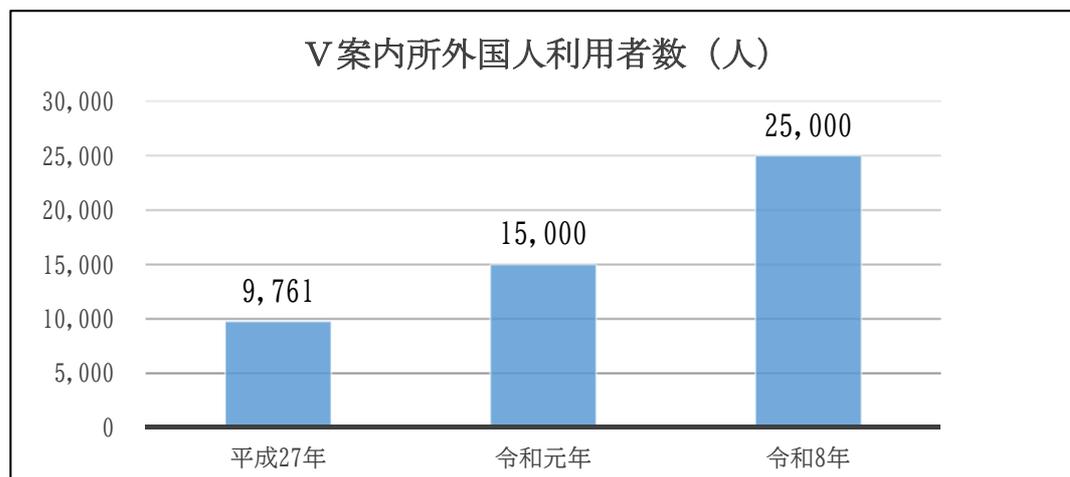


※まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる K P I 令和元年 3,700 千人

(2)外国人観光客入込数

平成 27 年（1～12 月）9,761 人を現状値として目標値を設定しています。

第 3 次観光振興計画 平成 27 年 9,761 人 →令和 8 年 25,000 人

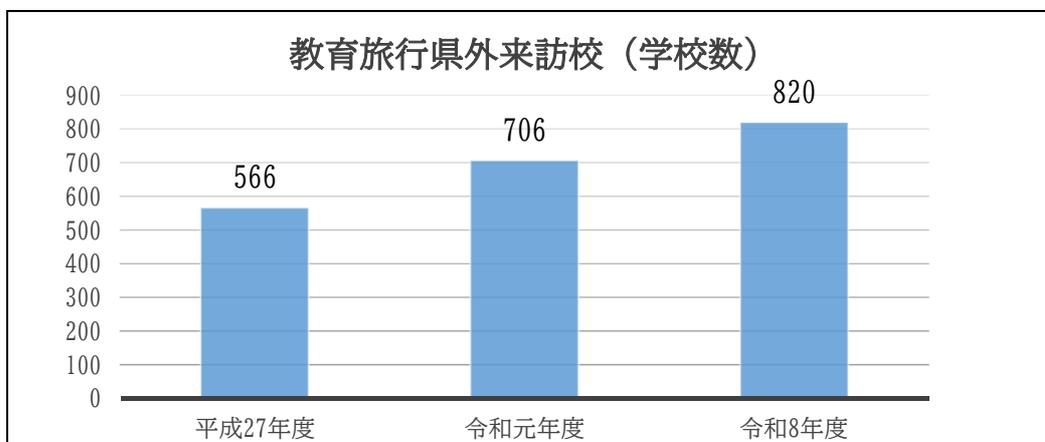


※まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる K P I 令和元年 15,000 人

(3)教育旅行来訪校数

平成 27 年度県外来訪校数 566 校を現状値として目標値を設定しています。

第 3 次観光振興計画 平成 27 年度 566 校 →令和 8 年度 820 校



※まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる K P I 令和元年度 706 校

(4) 観光消費額

今回の見直し計画では、「3 本市の観光入込数等 (9)観光消費額」において、観光消費額の推移を掲載しました。

前述したとおり、本市の数値は、会津若松観光ビューローが平成 29 年以降に民間事業者に委託して実施した観光地点調査における、宿泊客 1 人あたりの市内での消費金額です。(令和 2 年はコロナ禍の影響により実施せず。)

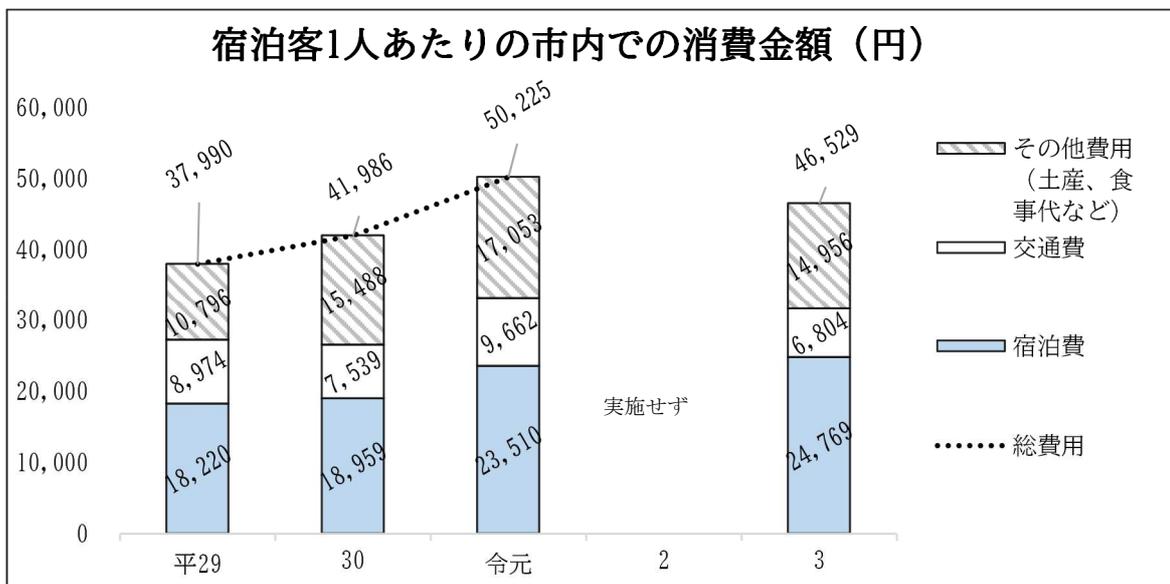
全国の数値は、同じ民間事業者が毎年度実施している調査による宿泊旅行者 1 回あたりの旅行費用です。

全国の数値が、宿泊費と交通費との合算となっていることから、完全な比較はできませんが、その他費用(土産、食事代など)において、本市の方が低い傾向にあります

以降の計画期間においては、これを参考値としながらも「全国の水準に近づけていく」ことを目標として設定します。

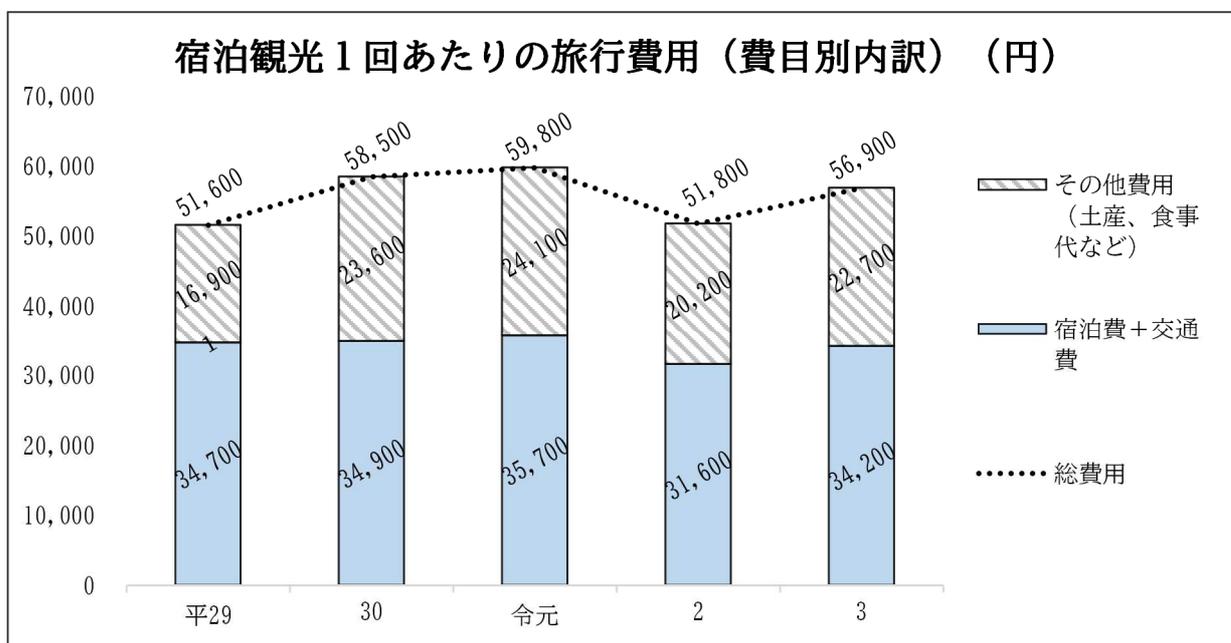
※（再掲）会津若松観光ビューロー調査「観光地点調査」より

【会津若松市】



※（再掲）じゃらん実施「宿泊旅行調査」より

【全国】



7 基本施策

基本目標である『歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながらおもてなしの心で来訪者を迎えるまち』の実現に向けて、中間見直し以降も、当初計画で定めた次の3つの重点的に取り組むべき施策に継続して取り組みます。

基本施策1 地域資源を活用した観光振興

基本計画1 歴史的・文化的な資源・資産の活用

基本計画2 自然資源等の活用

基本計画3 温泉地域の活性化

基本計画4 まちなか観光の推進

基本計画5 産業観光の推進

基本計画6 賑わいの創出

基本施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備

基本計画7 観光情報発信と誘客活動の推進

基本計画8 教育旅行誘致の推進

基本計画9 コンベンションの誘致

基本計画10 観光案内機能と便益施設の充実

基本計画11 観光客受入に関わる人材の育成と市民意識の高揚

基本計画12 観光推進組織の連携

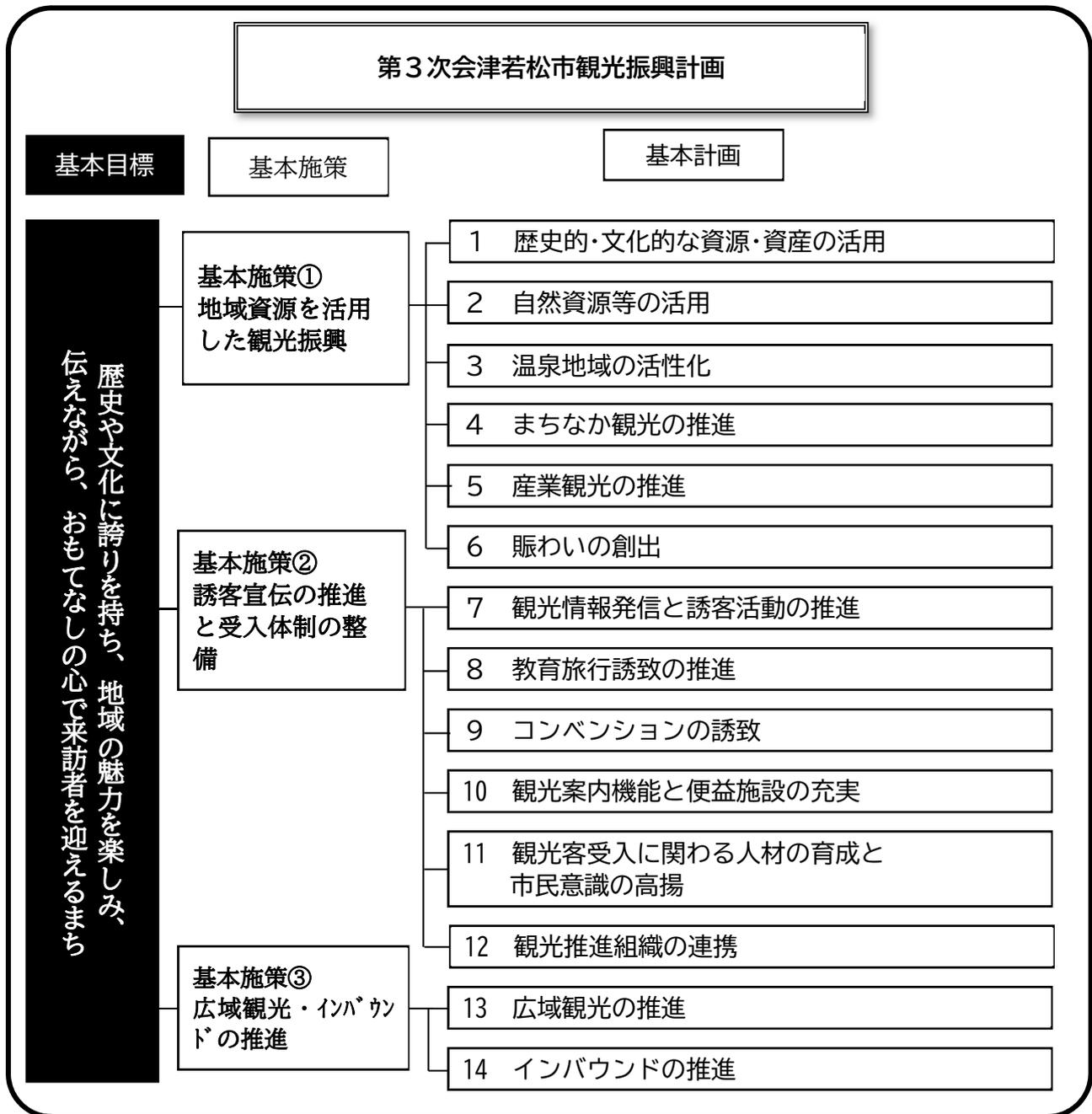
基本施策3 広域観光・インバウンドの推進

基本計画13 広域観光の推進

基本計画14 インバウンドの推進

8 施策・計画の体系

10年間の基本目標の実現に向けて、当初計画で設定した、重点的に取り組むべき3つの施策と、14の計画に取り組みます。



9 計画推進の主体と役割

本計画を計画的に推進していくためには、中間見直し以降も、市民、観光事業者、観光関係団体及び市がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的な取組を進める必要があります。観光振興条例には各者が担うべき役割を示しており、相互に連携・協力を図りながら、協働で観光施策を展開する必要があります。

『歴史や文化に誇りを持ち、地域の魅力を楽しみ、伝えながら、おもてなしの心で来訪者を迎えるまち』

会津若松市の総合力
により実施

【観光事業者・観光関係団体】

- ◆多様化する観光客の需要に応じて、積極的に受入体制の整備を図り、登録DMOとなった観光ビューローを中心に、魅力ある観光地づくりに努めます。
- ◆市、他の観光事業者及び他の観光関係団体間と連携を図り、観光情報の収集、提供及び誘客宣伝に努めます。
- ◆隣接する観光地と広域的な交流を図るとともに、国際性豊かな観光地づくりに努めます。
- ◆地場製品の積極的な活用を図り、本市産業の振興に努めます。
- ◆観光の意義を正しく認識し、市の観光振興に関する施策に協力します。

【市民】

- ◆市民1人1人が観光ガイドであるという意識を高め、心のこもったおもてなしに努めます。
 - ◆観光行事に積極的に参加し、にぎわいのあるまちづくりに努めます。
 - ◆地域の歴史的、文化的資源を大切にし、自信と誇りを持てるまちづくりに努めます。
 - ◆地域の生活環境や自然環境の美化に努め、市の観光振興に関する施策に協力します。
- ※個人の他、商店街、企業なども会津のPR等に、ご協力をお願いします。

協働



【市】

- ◆多様化する観光客の需要に対応して、登録DMOとなった観光ビューローと緊密に連携を図りながら、魅力ある観光都市づくりを推進します。
- ◆観光事業者、観光関係団体及び市民と一体となり、心のこもったおもてなしのできる体制の整備促進を図ります。
- ◆高速交通時代に対応した広域的観光を展開し、かつ、宿泊拠点となり得るまちづくりを推進します。
- ◆豊かな自然と歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ◆外国人にとって魅力的、国際性豊かなまちづくりを推進します。

Ⅲ 基本施策・基本計画

基本施策1 地域資源を活用した観光振興

鶴ヶ城、飯盛山をはじめとした歴史的・文化的資源や猪苗代湖に代表される自然資源、さらには、温泉地やまちなか観光などの様々な地域資源を活用しながら、「会津まつり」に代表されるまつりやイベントなど、あらゆる機会を捉えて観光を振興し、地域の活性化に結び付けていきます。

中間見直し以降は、それぞれの質の向上や高付加価値化により、来訪者による消費効果を高めていくことに取り組むとともに、平日や閑散期等の観光需要の創出にも取り組みます。

また、これに加え、地域資源を来訪者とともに守りながら、観光資源として積極的に活用し、経済・社会・環境の好循環による「サステナブルツーリズム」を推進し、持続可能な観光地域づくりを進めます。

1 歴史的・文化的な資源・資産の活用

本市を代表する歴史的資源である、史跡若松城跡の保護保全に努めるとともに、鶴ヶ城が、本市のシンボルとして市民一人ひとりに愛され、市民の憩いの場として親しまれるよう、機会を捉えて、情報を発信し、史跡の活用を図ります。また、史跡若松城跡総合整備計画（平成9年策定）に基づき歴史的な建物の復元をはじめ、総合的な整備を推進することにより、さらなる魅力の向上に努めます。

また、市内に点在する史跡や歴史的な建物等の保護・保存に努めながら、さらなる魅力向上のための演出や観光資源としてのPRを推進します。さらに、漆器や清酒、絵ろうそくなどの伝統産業や食文化といった、本市ならではの地域資源を活用することにより観光地としての一層の魅力向上に努めます。

〈推進事業〉

(1) 若松城の魅力向上

史跡若松城跡の整備・改修を計画的に進めるとともに、天守閣や麟閣さらには石垣や桜など城跡全体の魅力発信や企画展示の充実などに努め、若松城の魅力向上を図ります。

また、天守閣の展示リニューアルと長寿命化工事を実施し、より一層の若松城の魅力向上を図るとともに、その魅力の持続化を図るなど、観光誘客の促進にあわせ、施設の長寿命化にも取り組みます。

(2) 歴史的・文化的な資源の活用

会津藩主松平家墓所（院内御廟）や名勝会津松平氏庭園（御薬園）などの歴史的・文化的資源の保護・保存に努めるとともに、日本遺産に認定された「会津の三十三観音めぐり」など、歴史的・文化的資源の活用による観光振興を図ります。

また、郷土の歴史資料の展示や偉人顕彰、学習講座等を開催して、会津の歴史・郷土の理解を深める取組を推進します。

中間見直し以降は、国の文化観光施策の推進にあわせ、福島県立博物館等との連携を強めるとともに、歴史的・文化的資源を、他の地域資源と有機的に組み合わせるなど、観光資源としての積極的な活用を図ります。

(3) 会津の食文化の活用

特産の米や味噌、伝統野菜等の地域食材、こづゆや棒たらなどの郷土料理、ソースカツ丼やカレー焼きそばなど、本市の特色ある食文化を活用し、食と観光を連携させた「あいづ食の陣」の取組等により、食の魅力発信による観光誘客に努めます。

(4) 物産振興の推進

歴史や伝統に裏付けられた会津漆器や会津清酒、工芸品等の会津ブランド認定品など、本市の特色ある物産やものづくり文化の情報発信に努めることで、本市のイメージ向上を図るとともに、地域製品の販売促進と観光誘客の拡大を図ります。



2 自然資源等の活用

猪苗代湖や背あぶり山をはじめ、湯川や阿賀川などの自然環境について、その環境美化に努めながら、市民や観光客が自然に親しめる憩いの空間として魅力の発信に取り組みます。

中間見直し以降は、これらの自然資源を来訪者とともに守りながら、観光資源として積極的に活用していく「サステイナブルツーリズム」として推進していきます。

〈推進事業〉

(1) 猪苗代湖の保全と活用

猪苗代湖利用者に快適な空間を提供するため、環境整備や美化活動等とおした環境保全、マナー意識の向上を図るとともに、猪苗代湖の美しい景観の発信による観光誘客を図ります。

中間見直し以降は、湊四浜を中心とした美しいロケーションを活かした、「サステイナブルツーリズム」の推進による環境保全と観光誘客を図ります。

また、国・県等と連携し、安全な湖水利用の啓発にも取り組みます。

(2) 天然記念物などの自然資源の活用

石部桜、赤井谷地、高瀬の大木、ホタルの森のゲンジボタルなどの貴重な天然記念物や背あぶり山、大戸岳、阿賀川などの、本市の美しい自然資源などに市民や観光客が親しみ、楽しめるよう、国・県等の関係機関と連携しながら、情報発信に努め、観光資源としての活用を図ります。

(3) 観光農業の推進

美しい会津の自然景観、農林産物などの地域資源を活用し、都市住民などを対象にした体験型農業など農業と観光の連携を図り、農業の魅力の発信による観光振興に努めます。

(4) スポーツツーリズムの推進

本市最大のスポーツイベント「鶴ヶ城ハーフマラソン」をはじめ、各種スポーツ大会などの催しは、その参加者をはじめ、支援者や関係者などのスポーツを支える人々との交流や観戦を目的とする旅行者など、スポーツを核とした多様な交流人口の増が期待できることから、スポーツと本市の自然や食などの観光資源を融合させ、本市の魅力発信と観光誘客に繋がる取組を推進します。

(5) ヘルスツーリズムの推進

本市が有する自然資源を活用し、旅行などで日常生活圏を離れ、自然、温泉、身体に優しい料理などにより、心身を癒やし、健康の回復や増進を目的とするヘルスツーリズムの推進を図ります。

3 温泉地域の活性化

本市の奥座敷となる東山温泉地区や芦ノ牧温泉地区の風情と情緒が楽しめるよう、周辺環境と景観の創造に努め、温泉に宿泊することが観光の目的となるよう、温泉地域の魅力の向上を図ります。

特に、温泉地域は、滞在型観光の推進において重要な役割を担うことから、中間見直し以降は、令和3年度に策定した「温泉地域景観創造ビジョン」を具現化するためのアクションプランに基づく取組を支援するとともに、新たに、温泉地の魅力づくりを個々に行おうとする事業者等の取組を支援することにより、温泉地域全体の魅力向上を図ります。

〈推進事業〉

(1) 情緒あふれるまちなみの創出

そぞろ歩きのできる情緒あふれる温泉街としてのまちなみ修景や自然や地域資源と調和した雰囲気づくりに努めるとともに、魅力あふれる温泉イメージの情報発信を図り、観光振興を推進します。

(2) 温泉地域の賑わい創出

温泉街での人との交流をリピーター創出の基本ととらえ、ホスピタリティの向上に努めるとともに、祭事やイベントなどによる温泉街の華やかさや賑わい創出と温泉魅力の情報発信による観光誘客を図ります。

(3) 温泉地域の新たな活用

温泉を基点とし、食や自然などを活用しながら地域の文化や歴史などの観光資源と連携した温泉ガストロノミーツーリズムなどの取組により、多様化する観光ニーズに対応した新たな温泉魅力の創出に努めます。

中間見直し以降は、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を合わせた「ワーケーション」などにも取り組み、平日や閑散期の需要を取り込んでいくことを目指します。



東山温泉盆踊り



冬の芦ノ牧温泉

4 まちなか観光の推進

まちなかには、史跡や歴史的建造物、伝統産業に根ざした建物、歴史上のゆかりの地などが多く点在することから、歴史館や資料館とも関連づけ、ストーリー性を持たせ、歩いて楽しめる「まちなか観光」を推進します。

中間見直し以降は、デジタル技術も活用するなど、まちなか周遊の高付加価値化を図り、滞在時間の延長に取り組みます。

〈推進事業〉

(1) まちなかの魅力向上

まつりやイベント開催による、まちの賑わい創出や、まちなみの修景、緑化の推進などに取り組むとともに、歴史的建造物や、古いまちなみなどの情報発信を通し、まちなかの魅力向上に努めます。

(2) まちなかの回遊性の向上

まちなか周遊バス「ハイカラさん」や「あかべえ」などの魅力ある交通機関の活用を図るとともに、ゆかりの人物紹介看板を設置するなど、テーマ性や物語性のある散策コースの発信に努めます。

また、冬期間も含めた年間を通し、観光客が安全に安心して散策できる歩道等を整備し、歩いて楽しめる「まちなか観光」の推進に取り組みます。

七日町通り



野口英世青春通り

5

産業観光の推進

歴史的・文化的価値のある産業遺産や、生産現場（工場、工房等）及び産業製品を観光資源とし、人的交流を促進する産業観光を推進します。「伝統産業」や「再生可能エネルギー」など産業資産について、周遊コースの設定や受入体制の整備、情報発信等に取り組み、本市の産業を新たな観光資源とし、観光誘客に取り組みます。

中間見直し以降は、新たに、本市の推進する「スマートシティ」を産業観光として位置づけるとともに、それを目的に来訪する「ビジネス」を新たな需要として取り込むことにより、「ワーケーション」や「ブレジャー」として、平日や閑散期等の観光需要の創出を図ります。

〈推進事業〉

(1) 伝統産業等の活用

会津地域の絵ろうそくや漆器などの伝統産業、十六橋や切立橋などの産業遺産を活用するとともに、絵付けなどの特色あるものづくり文化などに触れ合える体験型観光など、産業観光の情報発信と受入体制の充実を図ります。

(2) 再生可能エネルギーや先端技術産業施設の活用

本市には、風力や水力、バイオマス、太陽光など、自然エネルギーを活用した再生可能エネルギー施設やICTを活用した先端技術産業施設が立地していることから、これらの産業資産を活用した観光誘客を図ります。



6 賑わいの創出

賑わいのある観光地を創出するため、市民や観光客が参加し、共に楽しめるイベントやまつりを四季折々に開催し、その内容の充実と情報発信に努めます。

コロナ禍以降は、イベントやまつりの中止等が相次いだことから、中間見直し以降は、歴史や文化的な背景など開催意義を再認識しながら、賑わいの再創出に向けて再開や継続に努めることで観光振興につなげます。

〈推進事業〉

(1) 「まつり」の充実

春は観桜期に開催される「鶴ヶ城さくらまつり」、夏は天然記念物を活かした「ホタル祭り」、秋は本市最大のまつりである「会津まつり」、冬は伝統産業を活かした「絵ろうそく祭り」など四季折々のまつりの充実を図るとともに、「会津十楽」や「大茶会」、「花火大会」など民間主体の催しの支援など、市民が観光客とともに楽しめるイベントの開催を通して、本市の歴史や文化の発信と賑わいの創出を図ります。

(2) 冬季の賑わい創出

最も観光客が減少する冬季の魅力向上に向け、雪を活かした夜間イベントなど、様々な趣向を凝らしたイベントを開催し、通年観光の推進と宿泊観光客の増加を図ります。

(3) 伝統行事、伝統芸能等の発信

お日市や歳の神、十日市などの伝統行事、彼岸獅子などの伝統芸能など、本市に古くから伝わる祭事等を広く発信し、文化意識の高揚と観光振興に努めます。



基本施策2 誘客宣伝の推進と受入体制の整備

テレビやラジオ、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、様々な媒体の特性を活かした観光情報の発信を行うとともに、キャラバンや物産展など関係機関等と連携した効果的なプロモーションの実施、フィルムコミッションの推進による本市知名度の向上、さらには、教育旅行やコンベンション誘致などの各種施策の展開により、誘客宣伝を推進します。

また、観光案内機能等の充実を図りながら、地域全体でおもてなしの向上を図るために市民参加、市民意識の高揚に努め、その推進を担う組織の強化に取り組みます。

中間見直し以降は、コロナ禍の影響による旅行動態の変化や多様化したニーズ、また、SDGsなどの国際社会の変化に対応していくため、DMOによるマーケティング分析に基づく効果的なプロモーションや、観光客のニーズに対応した質の高い受入体制の整備、さらには、教育旅行の誘致等による平日等の閑散期の宿泊需要の創出を図るなど、本市の強みを活かしながら、観光消費額の増加につながるよう地域全体で取り組みます。

7 観光情報発信と誘客活動の推進

本市の観光地としてのブランドイメージの向上を図るとともに、訪問先として本市を選んでいただくため、他地域との差別化を図り、本市ならではの旬な魅力と情報を、インターネットをはじめとする様々な媒体の特性を活かしながら発信します。また、旅行会社などに対するプロモーション活動を継続的に実施するとともに、本市はロケ地として多様な資源を有していることから、会津若松フィルムコミッション活動の推進により、映画やテレビ番組などの撮影を積極的に受け入れることで、本市の知名度やイメージの向上に努め、さらなる観光誘客を図ってまいります。

〈推進事業〉

(1) 効果的な情報発信

様々なデータの収集・分析をもとにターゲットのニーズを捉え、SNSをはじめとする多様な広告宣伝媒体を有効に活用し、その特性を活かしながら戦略的な観光情報の発信に努めます。

(2) 誘客活動の充実

会津若松観光ビューローや観光関係機関等と連携し、教育旅行誘致に向けたキャラバン活動や、インバウンド事業におけるレップ業務、さらには企業活動に対する産業観光としてのアプローチなど、多様な誘客宣伝活動を展開します。

(3) フィルムコミッションの推進

映画やテレビ番組等の撮影を積極的に誘致し、撮影時における直接的な経済効果の促進と、その放映を通じた本市の知名度向上と魅力の発信に努めるとともに、本市のロケ地巡り等を観光商品化することなどにより観光誘客を図ります。



会津侍若松つつん



テレビドラマの撮影風景

8

教育旅行誘致の推進

教育旅行は、子どもたちの思い出の場所として、将来のリピーター創出の機会となるほか、平常時の平日訪問が多いことや、毎年来訪いただける可能性も高いことから、今後も継続して、受入体制の強化や魅力の向上、風評払拭のための本市の安全性の発信などにより、さらなる新規誘致を図ります。

中間見直し以降は、コロナ禍において新規来訪した学校をつなぎとめる取組を推進するとともに、本市の優位性を活かし、新たな教育旅行ニーズに対応したコンテンツを充実させていきます。

〈推進事業〉

(1)効果的な誘致活動の推進

風評の払拭のため、県をはじめとする関係機関と連携し、学校や旅行会社への訪問説明などを行い、本市の正確な情報発信を行います。

また、コロナ禍において新規来訪した近隣県からの学校を中心に、ニーズを捉えた誘致活動を実施し、継続した来訪につなげます。

(2)受入体制の整備

教育旅行における児童・生徒等の安全性の確保や、利便性の向上のため、支援体制の充実と環境整備に努めるとともに、伝統産業体験や武道体験などに加え、本市の優位性を活かした新たなコンテンツの創出を図り、多様化する教育旅行ニーズに対応した本市の特色ある体験学習として、その充実に努めます。



赤べこ絵付け体験



座禅体験

9

コンベンションの誘致

市内の公共施設や大学等の活用や、学会、協会などが主催する総会や学術会議、各種大会などのコンベンションの誘致を推進するとともに、大会と観光資源を結びつけ、参加者の再来訪の促進に努めます。

中間見直し以降は、会津若松観光ビューロー等の関係機関と連携し、本市の持つ歴史や食、温泉、さらにはICT関連産業などの強みを活かしながら、エクスカーション等の誘致を推進し、宿泊需要等の創出を図ります。

〈推進事業〉

(1)コンベンションの誘致

各種会議や大会などのコンベンションの誘致に向け、情報発信と誘客プロモーションに取り組むとともに、近隣の大規模コンベンション施設を有する自治体と連携し、エクスカーション（体験型見学会）等の誘致を推進します。

(2)受入体制の整備

民間団体や関係機関と連携し、情報を共有し、スポーツ施設や公共施設等の施設を有効活用しながら、受入体制の向上を図ります。



10 観光案内機能と便益施設の充実

本市来訪者が、快適に観光を楽しめるよう、観光駐車場や観光トイレなどの便益施設の充実に努めるとともに、観光案内所やボランティアガイド等の機能を充実し、きめ細かな観光案内を提供していきます。

中間見直し以降は、様々なデータをもとに、観光客のニーズに対応した案内等により、さらなる旅の満足度の向上を図ります。

〈推進事業〉

(1) 道路案内の充実

観光客が目的地まで円滑に移動できるよう、道路案内標識や観光施設案内標識等の充実や、ICTを活用した情報提供などにより、観光客の利便性向上に努めます。

(2) 観光案内の充実

令和3年6月にJR会津若松駅内に開設された「駅たびデスク」をはじめ、観光案内所やV案内所の運営については、様々なデータをもとに、観光客のニーズに対応した案内に努めるとともに、ボランティアガイドによる観光案内や歴史講話等の充実に努めます。

(3) 駐車スペースの提供

時季にあわせて、受入に必要な駐車場の確保に努めるとともに、案内看板の掲出や適切な誘導により観光客の利便性の向上を図ります。

(4) 観光トイレの充実

主要観光地におけるトイレの維持管理や仮設トイレの設置などにより、観光客の受入体制の向上に努めます。

1.1 観光客受入に関わる人材の育成と市民意識の高揚

観光従事者の研修や技術講習などを実施し、インバウンドにも対応した観光客受入に関する人材の育成に努めます。また、市民総ガイド運動を通じて、市民一人ひとりが観光客を温かく迎え入れるおもてなし意識の高揚に努めます。

〈推進事業〉

(1) 人材の育成

市民一人ひとりが観光ガイドであるという意識の高揚と、観光ガイド講座等を通じて、様々な場面で実際に観光案内のできる人材の育成を図ります。

(2) 市民意識の高揚

市民、観光事業者、行政で構成された市民総ガイド運動実行委員会を中心に、「6つのどうぞ運動」の推進を図るとともに、市民観光教室等の開催や清掃美化などにより、観光客をあたたく迎えるおもてなし意識の醸成に努めます。



1 2 観光推進組織の連携

観光を取り巻く環境は日々変化しており、状況変化に迅速に対応するため、観光振興の中核を担う組織の強化が求められています。国や県との連携をはじめ、地域においても団体間の連携は不可欠であるため、観光振興を担う組織間の連携強化に努めます。

〈推進事業〉

観光推進組織の強化

会津若松観光ビューローが、令和3年3月31日付けで正式に登録DMOに認定されたことから、観光地域づくりの舵取り役を担う法人「DMO」としての機能を十分に発揮することができるよう緊密に連携していきます。

特に、DMOが取り組む、様々なデータ収集・分析や、分析結果を活用した企画立案、さらには地域の観光関連団体等と合意形成を図りながら実施する各種事業等を支援します。

また、会津若松観光ビューローに加え、会津まつり協会、会津若松商工会議所など、観光をはじめ地域振興を担う関係機関との連携を深め、情報や目的を共有しながら、効果的な観光事業の推進に努めます。

登録DMO (Destination Management/Marketing Organization) について

登録DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です。

※観光庁ホームページより



基本施策3 広域観光・インバウンドの推進

会津17市町村が一体となって「仏都会津」を主要テーマとした広域観光を推進し、周遊型の観光誘客を図ります。

また、インバウンドの推進については、平日や閑散期においても来訪が期待できることから、感染状況を見極めながら、本格的なインバウンド需要の回復を見据え、海外向け観光プロモーションの展開やニーズに応じたコンテンツの開発、さらにはICTを活用した情報発信や多言語表記等により、外国人受入体制の充実を図ります。

13 広域観光の推進

「極上の会津プロジェクト協議会」を中心として、魅力ある観光資源を有する会津地域の他市町村や隣接する山形県・宮城県・新潟県・栃木県等との連携強化により、回遊性を高め、交流人口と観光客の増加を図ります。

また、交流宣言都市を締結した京都市、新潟市など、様々な歴史的背景によるつながりを踏まえ、観光分野での交流を推進します。

中間見直し以降は、世界遺産登録を目指す佐渡市や、日光市との連携も強化していきます。

〈推進事業〉

(1) 広域的な連携による観光誘客

会津17市町村が連携し、各地が有する特色ある観光資源を活かした一体的なPRや「仏都会津」をテーマとした統一性のある誘客宣伝を行うとともに、旅行会社との連携による観光商品の造成、各種キャンペーンや物産展、モニターツアーの開催など、さまざまな機会を活用した効果的な観光プロモーションを展開します。

(2) 滞在型観光の推進

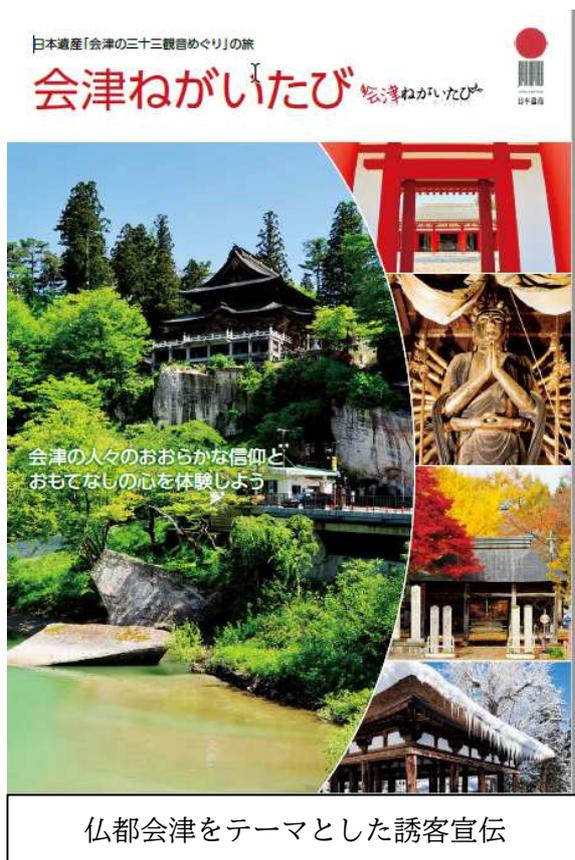
日本遺産に認定された「会津の三十三観音めぐり」など、広域連携の特性を活かしたテーマ性のある統一事業を実施するとともに、会津地域ならではの新たなコンテンツの開発にも取り組み、宿泊や体験などの会津各地の魅力の有機的に結びつけることにより、会津地域内の回遊性向上と滞在型観光の推進を図ります。

(3) 周遊型観光の推進

鉄道をはじめとした地域内外の交通事業者とのタイアップにより、輸送手段の充実・拡大を図り、会津地域全体への周遊型観光を促進します。また、首都圏からの送客増が期待できる特別列車やダイヤ改正等の交通手段の充実等の機会を捉え、効果的な誘客活動を行います。

(4) 圏域を超えた広域連携の強化

隣県などとの連携を強化し、双方が持つ魅力を組み合わせることによる効果的な誘客宣伝や圏域を越えた広域周遊観光ルートの構築、さらには、相互誘客によるマイクロツーリズムの推進を図ります。また、交流宣言都市等との連携した観光プロモーション等の実施により交流人口の増加を図ります。



1.4 インバウンドの推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も各国の出入国状況の見通しは不透明と なっていますが、中間見直し以降は、インバウンド需要の回復を見据え、タイや台湾、欧 米豪をターゲット国とし、外国人の関心の高い「食」や「温泉」、「サムライ文化」や「ナ イトタイム」などを観光資源として磨き上げるとともに、ポストコロナにおいて外国人へ の訴求力が高いテーマである「アウトドア」や「サステイナブル」を意識しながら、効果 的な誘客宣伝と受入体制の向上を図ることなどにより、インバウンドを推進していきます。

〈推進事業〉

(1) 受入体制の充実

研修会等を通じた受入機運の醸成や接客能力の向上を図るとともに、施設等の無料Wi-Fi 環境の充実や免税店への登録促進、インバウンドガイドの育成やICTを活用した観光施設 等の案内を推進し、外国人観光客の受入体制の充実を図ります。

(2) 情報の発信

市内における外国人観光客への情報提供の場であるV案内所において、案内体制の向上・ 充実を図ります。また、中間見直し以降は、外国人観光客への情報発信ツールとして、本市 の情報を掲載した多言語サイト「SAMURAI CITY Aizuwakamatsu」の充実や多言語パンフレ ットの整備を進めます。

(3) 効果的なプロモーションの展開

国や県、周辺市町村をはじめ、観光関係団体と連携協力した誘客宣伝活動を実施するとと もに、国内外の商談会への参加や海外の旅行会社等に対するレップ事業の実施、さらには、 ホームページ、SNS等を活用したウェブプロモーションなど、ターゲット国ごとの嗜好に 応じた観光コンテンツ等を提供しながら効果的な誘客活動を展開します。



外国人観光客の受入体制の充実

IV 観光の推進のために

1 計画の推進体制

観光振興計画に基づく施策の推進を、引き続き、下記により実施します。

●DMOと連携した様々なデータの収集・分析の実施

本市の観光振興の施策に活用するため、DMOである会津若松観光ビューローと会津若松市が連携し、観光客のニーズや動向などの様々なデータの収集・分析を実施します。

●会津DMO会議の開催

会津若松観光ビューローが中心となり、本市の観光振興における現状や課題等の把握し、今後の観光戦略について、地域の観光事業者や観光関係団体などとの合意形成を図る場として、会津若松商工会議所や会津若松市と連携し、定期的に会津DMO会議を開催します。

●市民総ガイド運動実行委員会の開催

市内各種市民団体が参加する市民総ガイド運動実行委員会を開催し、団体間の連携を強化しながら、本計画における各々の役割を総合的に捉え、さらなる「おもてなし」の強化に努めます。

●観光団体連絡調整会議

会津若松商工会議所、会津若松観光ビューロー、会津まつり協会、本市のさらなる連携を強化し、それぞれの観光振興状況を把握したうえで、課題を総合的に解決していくための会議を開催し、的確な計画の進行管理に努めます。

●行政評価による進行管理

行政評価による進行管理を行い、観光事業の効果や進捗状況の検証、適切な経費配分と事業取捨選択を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

V 参考資料

1 会津若松市観光審議会

■ 会津若松市観光審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、会津若松市観光振興条例(平成8年会津若松市条例第24号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、会津若松市観光審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 会津若松市観光審議会委員

任期：2年間（令和3年3月23日委嘱）

		所属団体	役職名	氏名	備考
市民団体	1	会津若松市区長会	産業部副部長	うめはら のりあき 梅原 徳昭	
	2	(公社)会津青年会議所	理事長	はやし りょうへい 林 陵平	
	3	市民総ガイド運動実行委員会	委員長	いのお たかゆき 稲生 孝之	副会長
	4	会津若松市商店街連合会	会長	はがね よほち 羽金 與八	
	5	会津若松商工会議所	女性会会長	みやざわ ようこ 宮澤 洋子	
観光団体	6	会津若松観光ビューロー	天守閣管理課長 兼公園管理課長	わたなべ けんじ 渡部 健志	
	7	東山温泉観光協会	副会長	ひらが しげみ 平賀 茂美	
	8	芦ノ牧温泉観光協会	事務局長	きとう なおし 佐藤 直	
	9	東日本旅客鉄道株式会社会津若松駅	駅長	すずき よしつぐ 鈴木 吉嗣	
学識経験者	10	会津大学短期大学部	教授	しばさき やすひで 柴崎 恭秀	会長

■ 諮問書

4 観 第 455 号
令和5年3月14日

会津若松市観光審議会 会長 様

会津若松市長 室井 照平

第3次会津若松市観光振興計画[中間見直し]（案）について（諮問）

このことについて、会津若松市観光振興条例第8条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第3次会津若松市観光振興計画[中間見直し]（案）について

■ 答申書

令和4年3月22日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市観光審議会
会 長 柴崎 恭秀

第3次会津若松市観光振興計画（中間見直し）の策定について（答申）

令和5年3月14日付け4観第455号で諮問のありました標記の件について、会津若松市観光振興条例第8条第2項の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

当審議会は、平成 29 年 2 月、第 3 次会津若松市観光振興計画の策定にかかる諮問依頼に対し、「数値目標の達成状況や、観光を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じた中間見直しを行うこと」との意見を付帯し、答申を行ったところであります。

今般諮問依頼のありました中間見直し案は、当審議会が付した意見を十分に理解した上で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による旅行動態の変化をはじめ、国際社会や地域社会の変化など、計画策定時からの環境の変化を背景に、新たに生じた課題を捕捉し、これらに対応していくため、今後の観光振興施策の基本的な方向性として、新たな視点を加えて作成されていると判断いたします。

具体的には、国内の人口減少の加速化等による地域の観光産業の生産人口の減少などを背景として、これまでの観光入込数の増加に着目してきた推進方針に加えて、一度の来訪における観光消費額を高めていくことや、観光需要期の平準化を図り観光産業の生産性を高めていくことなど、本市観光の持続化に向け、新たな視点が加わったことを評価するものであります。

一方、これまでの取組の中間評価としましては、特に、教育旅行来訪校数が過去最大となったことは評価すべき点であり、今後もつなぎとめと新規校のさらなる獲得に官民一体となって取り組んでいくことを期待いたします。

また、インバウンドについては、コロナ禍の厳しい状況下において、ポストコロナを見据えた観光コンテンツ造成を推進したことは評価すべきであり、残りの計画期間において、今後の回復期にあわせた誘客宣伝や受入体制の整備などに取り組んでいくことを期待いたします。

当審議会は、諮問案を検討しました結果、その内容を適切であると判断いたしました。

なお、現下の旅行者ニーズが多様化する時代にあって、例えば、ソーシャルメディアの AI による解析といった様々な分析手法の導入や、会津大学との連携、A i C T 入居企業との意見交換などから、潜在する観光コンテンツを顕在化させていくなど、本市として観光客に訴求できる魅力は、未だ可能性を秘めているものと考えられます。

引き続き、ニーズに対応した新たな魅力の創出に取り組まれるとともに、今後は、これまでの計画内容の着実な推進はもとより、新たな視点を加えた、この中間見直し計画の実現に向け、官民が連携しながら観光振興施策の執行に当たられるよう希望いたします。

2 会津若松市観光振興条例

平成8年9月27日公布

会津若松市条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、本市の観光振興を図るため、市、観光事業者、観光関係団体及び市民が、本市の特性を生かした個性的で魅力ある観光都市づくりに一体となって取り組むことにより、本市観光の基本理念である「一度行ってみたい会津・来てよかった会津・もう一度行ってみたい会津」を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光施設とは、文化教養施設、レジャー施設、宿泊又は休憩施設、交通に関する施設その他の観光又はレクリエーションに関する施設をいう。

(2) 観光事業者とは、次に掲げる者をいう。

ア 観光施設を管理運営する者

イ 宿泊設備を備え、主に旅行者へのサービスを提供している者

ウ 歴史的、文化的価値の高い史跡若しくは名勝を所有又は管理し、かつ、一般に公開している者

エ その他市長が適当と認める者

(3) 観光関係団体とは、次に掲げる者をいう。

ア 各観光事業者との連絡調整を行っている団体

イ 観光事業者によって組織される団体

ウ 歴史的、文化的価値の高い史跡若しくは名勝を所有又は管理し、かつ、一般に公開している団体

エ その他市長が適当と認める団体

(市長の基本的責務)

第3条 市長は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(1) 多様化する観光客の需要に対応して、魅力ある観光都市づくりを推進すること。

(2) 観光事業者、観光関係団体及び市民と一体となり、心のこもったもてなしのできる体制の整備促進を図ること。

(3) 高速交通時代に対応した広域的観光を展開し、かつ、宿泊拠点となりえるまちづくりを推進すること。

(4) 豊かな自然と歴史的資源を生かしたまちづくりを推進すること。

(5) 国際観光モデル地区にふさわしい国際性豊かなまちづくりを推進すること。

(観光事業者及び観光関係団体の役割)

第4条 観光事業者及び観光関係団体は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項についてその役割を担うものとする。

(1) 多様化する観光客の需要に対応して、積極的に受入れ体制の整備を図り、魅力ある観光地づくりに努めること。

(2) 市、他の観光事業者及び他の観光関係団体と連携を図り、観光情報の収集、提供及び誘客宣伝に努めること。

(3) 隣接する観光地と広域的な交流を図るとともに、国際性豊かな観光地づくりに努めること。

(4) 地場製品の積極的な活用を図り、本市産業の振興に努めること。

(5) 観光の意義を正しく認識し、市の観光振興に関する施策に協力すること。

(市民の役割)

第5条 市民は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項についてその役割を担うものとする。

(1) 市民1人1人が観光ガイドであるという意識を高め、心のこもったもてなしに努めること。

(2) 観光行事に積極的に参加し、にぎわいのあるまちづくりに努めること。

- (3) 地域の歴史的、文化的資源を大切にし、自信と誇りを持てるまちづくりに努めること。
- (4) 地域内の生活環境及び自然環境の美化に努め、市の観光振興に関する施策に協力すること。

(観光振興計画)

第6条 市長は、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにした計画(以下「観光振興計画」という。)を策定するものとする。

2 観光振興計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本方針
- (2) 観光の基盤の整備及び環境の形成に関する基本的施策
- (3) 基本的施策に関する市、観光事業者、観光関係団体及び市民が担う事項
- (4) その他観光の振興に関する事項

(助成措置)

第7条 市長は、市民、観光事業者及び観光関係団体が行う事業で、観光振興に寄与すると認めるときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成措置を講ずることができる。

(審議会の設置)

第8条 市長の附属機関として、会津若松市観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、観光の振興に関する事項を調査審議するものとする。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 観光関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

(平 11 条例 22 ・ 一部改正)

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 11 条例 22 ・ 一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定により策定される観光振興計画は、平成 8 年 2 月 7 日に策定された会津若松市観光振興計画を基本として推進する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市議会議員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。